

第 2 次飯田市自殺対策推進計画

結いの心でいのち支える飯田市自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない飯田市の実現を目指して～

(原案)

令和 6 年 3 月

飯 田 市

目 次

第1章	はじめに(市長メッセージ)	1
第2章	計画の概要	2
第3章	飯田市の現状と課題	6
第4章	これまでの取り組みと評価	13
第5章	いのち支える自殺対策への取組	
	～基本施策～	
	1) 自殺に対する適切な知識・情報の啓発普及および対策の周知	17
	2) 自殺対策を支える人材の育成	17
	3) 地域におけるネットワークの強化	18
	4) 生きることの促進要因につながる支援	19
	～重点施策～	
	1) 勤務・経営対策	22
	2) 高齢者対策	23
	3) 生活困窮者対策	25
	4) 妊産婦・こども・若者対策	27
	5) 自殺未遂者への支援	31
第6章	飯田市の自殺対策推進体制	32
第7章	計画の進行政管理	33
第8章	参考資料	34

第 1 章 はじめに

1 市長メッセージ

第2章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

日本の自殺者数は、平成18年（2006年）に自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）が施行されて以来、国を挙げた自殺対策の総合的推進によって年々減少傾向にあります。その累計は年間2万人を超えるなど未だ主要先進国の中でも高い水準にあります。このような状況の中で平成28年（2016年）に基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目的として施策が拡充されました。また、令和4年（2022年）10月には法改正を踏まえ、新たな自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）が閣議決定され、より実情を考慮した自殺対策が推進されています。

飯田市は、自殺率が全国平均を上回っていることが多く、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」が描く未来ビジョンである「人と人がつながり、安全安心に暮らせるまち」「健やかにいきいきと暮らせるまち」の実現のためには自殺対策は重要な課題となっています。

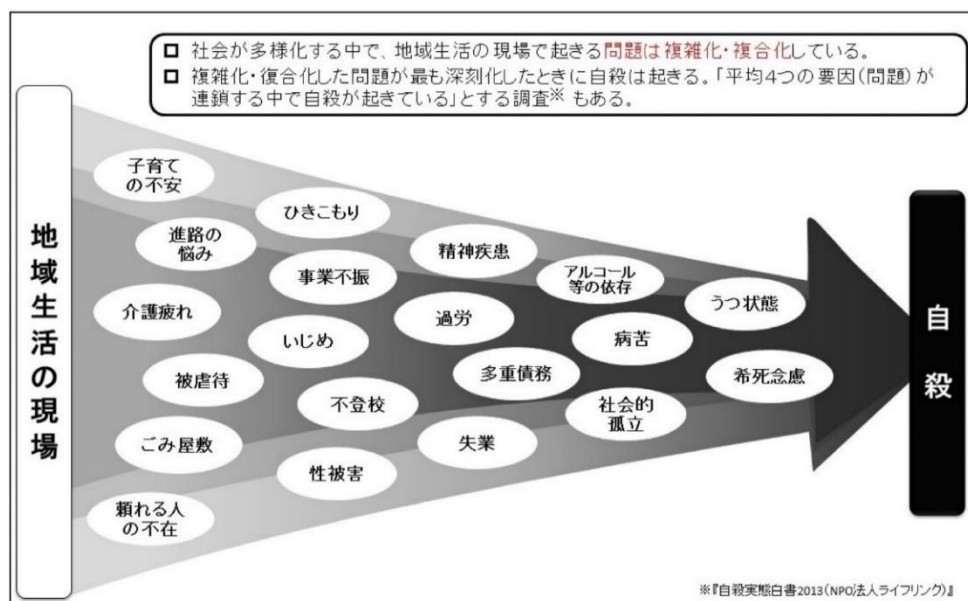
こうした状況を背景とし、改正基本法及び大綱そして飯田市の特性を踏まえた上で、第1次計画の基本理念を引継ぎ「誰も自殺に追い込まれることのない飯田市」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進するための新たな飯田市自殺対策推進計画を策定します。

2 計画における理念

自殺は「追い込まれた末の死」であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題とされています。その背景には精神保健上の問題だけでなく人間関係、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの多様な要因があり、それらが複合して発生するものとされています。【図表1】

飯田市ではそれぞれの要因に対し様々な機関が支援を行っていますが、複合的要因により自殺に至る実態を鑑みると一機関のみの支援では不十分であり、行政、団体、地域が連携した幅広い支援体制が必要と考えられます。自殺対策とは、「様々な要因により死に追い込まれようとしている人を支援すること」であり、すべての支援事業は自殺対策事業に該当します。事業の関係者は自分の仕事が自殺対策につながる自覚を持ち、悩んでいる人に寄り添い、見守り、様々な機関と連携しつつ支援を実施することが必要です。本計画においては上記の理念のもと自殺対策を推進します。

【図表1】自殺の危機要因イメージ図



自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用）

3 計画の位置づけ

本計画は基本法第13条第2項の規定に基づき、大綱及び飯田市の実情に応じた施策を示したものです。また、「いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）」をはじめ、「飯田市健康増進計画 健康いいだ 21（第三次）」、「飯田市地域福祉計画」など、関連する他の計画との整合性を図るものです。

市民一人ひとりが悩みをもつ人に寄り添うことができ、また抵抗なく悩みを誰かに相談することができる「誰も自殺に追いこまれることのない飯田市」の実現を目指します。

4 計画の期間

本計画の期間は、飯田市健康増進計画「健康いいだ 21（第三次）」の目標年度との整合性を図るため、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間とします。

国の大綱は概ね5年に1度を目安に見直されており、県の「第4次長野県自殺対策推進計画」も国に合わせて5年間となっています。今後、国や県の動きを踏まえ、飯田市の取り組みの評価が行えるよう毎年の自殺者統計の結果集計や計画の取組状況及び課題の整理を行うとともに社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の目標

(1) 数値目標

自殺者が0である飯田市の実現を目指し、令和15年（2033年）の人口10万人当たりの自殺死亡率を令和2年～令和4年（2020年～2022年）の3年間における平均数値と比較し、およそ30%の減少となる13.2以下にすることを目指します。

計画最終年である令和11年（2029年）の自殺死亡率を15.4以下にする。

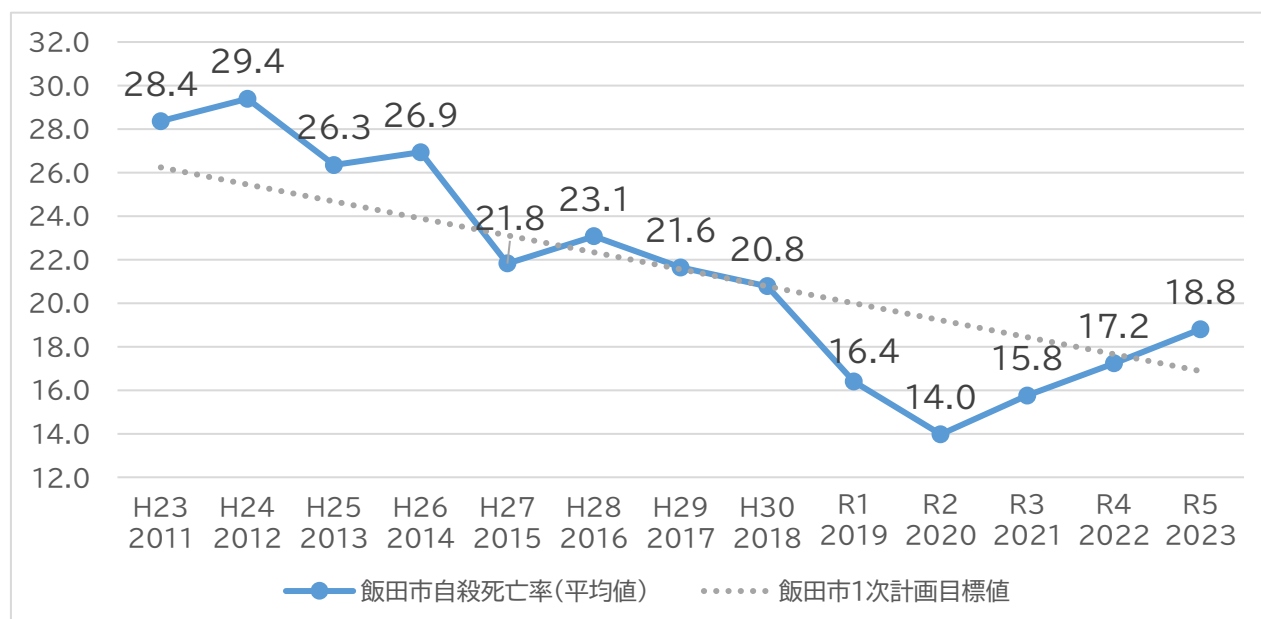
【目標値の算出根拠】

計画策定の趣旨のとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すべき姿は自殺者が0である「誰も自殺に追い込まれることのない飯田市」の実現です。この社会の実現のためには対策を進めるうえでの具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった取組の成果と併せて検証を行っていく必要があります。

国は大綱において、「令和8年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比較して30%以上減少させる（自殺死亡率13.0以下にする）」としています。飯田市においても大綱の趣旨に準じた目標設定を行いますが、単年での数値を参考とした場合に年度により偏りが生じるため、それぞれの年度の過去3年間の自殺死亡率の平均値を算出し根拠数値とします。【図表2】飯田市の令和5年（2023年）自殺死亡率（令和2年～令和4年の平均値）は18.8となることから、そこから10年後の令和15年（2033年）の目標とする自殺死亡率は13.2以下と算出されます。

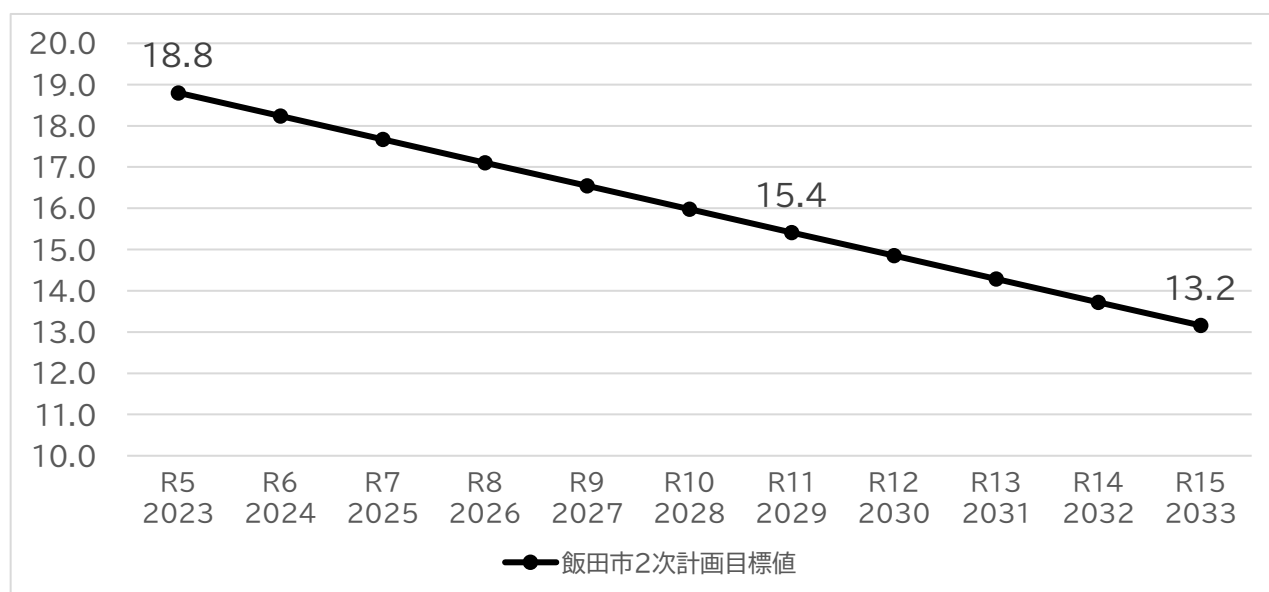
以上のことから、本計画における計画最終年度である令和11年度（2029年）の目標数値を15.4と定め、計画を推進します。【図表3】

【図表2】 飯田市 人口 10 万人対自殺死亡率(過去3年間の平均値)の推移



6ページ【図表5】の数値を引用し、各年の以前3年間の平均値を各年の値としてグラフ化

【図表3】人口 10 万対自殺死亡率 目標値



数値目標	区分	現状値 (地域における自殺対策の基礎資料より)	目標値(評価年)
自殺死亡率 (人口 10 万対)	飯田市	18.8 (令和2～4年の平均値)	15.4 以下(2029 年)
	長野県	16.97 (令和4年)	12.2 以下(2027 年)
	全国	17.25 (令和4年)	13.0 以下(2026 年)

(2) 計画の指標

ア 指標の設定

自殺対策事業は特定分野の事業に限定されないため、どのような事業が対策として効果的であったかを特定して検証することが難しいことから、計画の進捗状況を把握するための指標を設定し計画を推進します。

イ 指標

評価指標	現状(令和4年)	目標値(令和11年)	備考
基本施策1 自殺に対する適切な知識・情報の普及啓発および対策の周知			
自殺防止につながる啓発事業数の増加	9	増加	進捗管理シート (保健課)
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成			
住民のゲートキーパー(※1)養成講座受講者数の増加	451 人	600 人以上	保健課調査
市職員を対象としたゲートキーパー研修の実施	なし	年1回以上	保健課調査
基本施策3 地域におけるネットワークの強化			
自殺対策庁内会議開催回数	年1回	年1回以上	
飯田市自殺対策推進協議会開催回数	年1回	年1回以上	
自殺対策関連事業の進捗管理シートによる進行管理	年1回	年1回以上	
基本施策4 生きることの促進要因につながる支援			
生きることの包括的事業における相談窓口数の増加	77	増加	進捗管理シート
心身ともに健康である市民の割合の増加 「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合	74.0 %	増加	市民意識調査
隣近所で助け合い、支えあう割合の増加 「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合	68.2 %	増加	市民意識調査
重点施策1 勤務・経営対策			
働き盛り世代の自殺死亡率の減少 (20歳～59歳有職者の自殺死亡率)	16.1 (※2)	14.3 以下	地域自殺実態プロファイル 地域の自殺の特性の評価
労働相談数の増加	10	増加	進捗管理シート (産業振興課)
企業出前健康講座 開催回数および参加人数の増加	10回 323人	増加	進捗管理シート (保健課)
重点施策2 高齢者対策			
高齢者の自殺死亡率の減少 (70歳以上の自殺死亡率)	17.8 (※2)	17.8 以下	地域自殺実態プロファイル 地域の自殺の特性の評価
介護相談数の増加	7,193	増加	進捗管理シート (長寿支援課)
地域包括支援センターを知っている人の増加 「知っている」と回答した人の割合	74.0 %	増加	市民意識調査
重点施策3 生活困窮者対策			
無職者・失業者の自殺死亡率の減少 (20歳～59歳無職者の自殺死亡率)	29.6 (※2)	29.6 以下	地域自殺実態プロファイル 地域の自殺の特性の評価
心配ごと相談数の増加	1,154	増加	進捗管理シート (福祉課)
自立支援相談数の増加	2,716	増加	進捗管理シート (福祉課)
消費生活・多重債務相談の増加	795	増加	進捗管理シート (市民課)
重点施策4 妊産婦・子ども・若者対策			
20歳未満および若年者の自殺死亡率の減少 (若年者:20～39歳の自殺死亡率)	20歳未満 2.2 (※2) 若年者 14.6 (※2)	2.2 以下 14.6 以下	地域自殺実態プロファイル 地域の自殺の特性の評価
中学校SOSの出し方に関する教育の実施校数の増加	7	市内 9校	進捗管理シート (学校教育課)
こどもを産みやすい環境(医療体制や支援サービスの充実など)が整備されているかと思う人の増加 「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」人の割合	39.0 %	増加	市民意識調査
重点施策5 自殺未遂者への支援			
自殺未遂者支援ネットワーク構築のための分科会開催	なし	年1回以上	

※1 「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき声をかけてあげられる人のこと

※2 現状の地域自殺実態プロファイル地域の自殺の特性の評価から算出した自殺死亡率(人口10万対)は2017～2022年合計値

第3章 飯田市の現状と課題

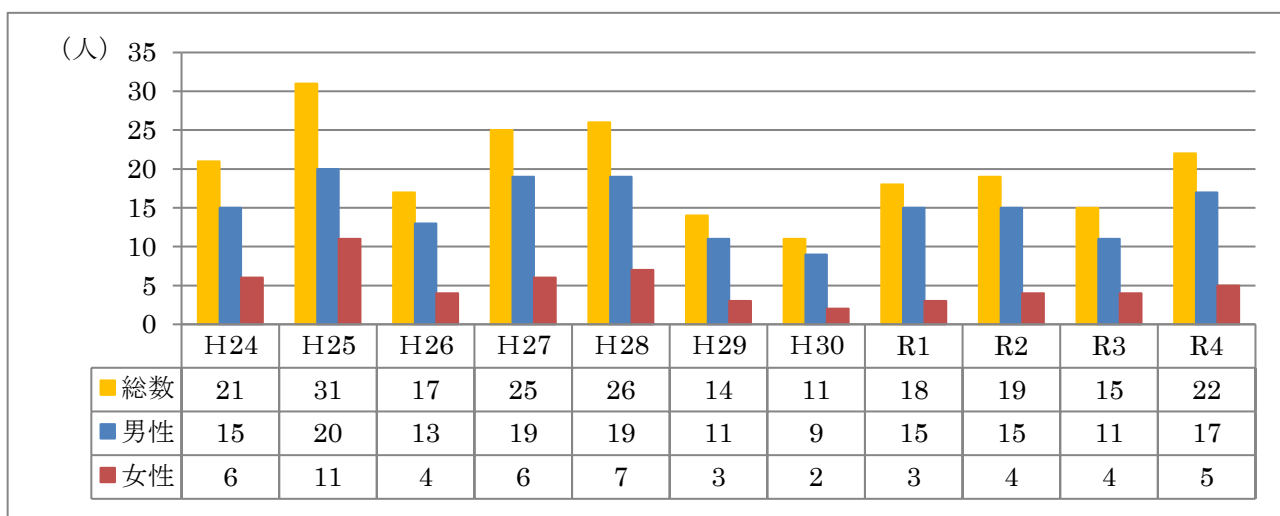
1 自殺者の推移

死亡者数は年間15～30人前後で、男性は女性より2～3倍多くなっています。【図表4】

自殺者数の推移は増減を繰り返しながら徐々に減少傾向にありましたが、令和4年は増加に転じています。直近3年平均の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）は、国、県と比較してやや高い傾向にあり、飯田市は令和2年以降増加傾向にあります。【図表4】【図表5】【図表6】

【図表4】 飯田市 自殺者の年次推移

出展：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



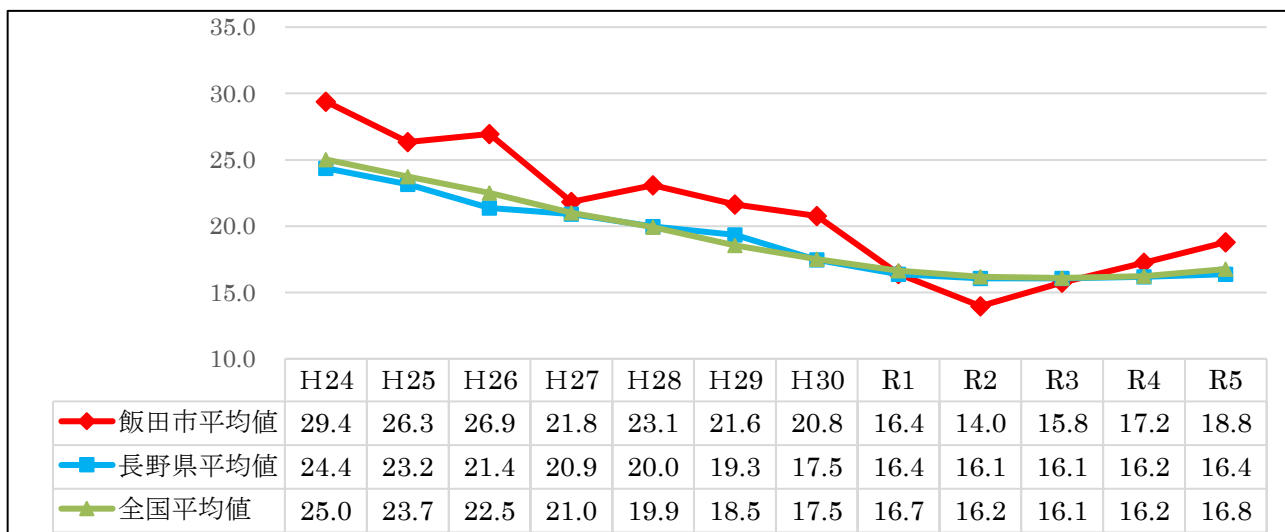
【図表5】 自殺死亡率の推移（人口10万人当たり）

出展：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
飯田市	20.1	29.3	16.1	23.9	24.9	13.5	10.7	17.7	18.9	15.2	22.4
長野県	21.9	19.3	21.6	19.1	17.3	16.0	15.9	16.4	16.0	16.2	17.0
全国	22.0	21.3	19.8	18.7	17.1	16.7	16.2	15.7	16.4	16.6	17.3

【図表6】 直近3年間平均の自殺死亡率の推移

【図表5】の数値を引用し、過去3年間の平均値を各年の値とし作成。（例：令和5年の値は、令和2～4年の3年間の平均）



2 性別・年齢別の特徴

自殺者の性別内訳は男性 77.5%、女性 22.5%と男性のほうが多く、県、国と比較しても、男性の割合がやや高い傾向にあります。【図表 7】

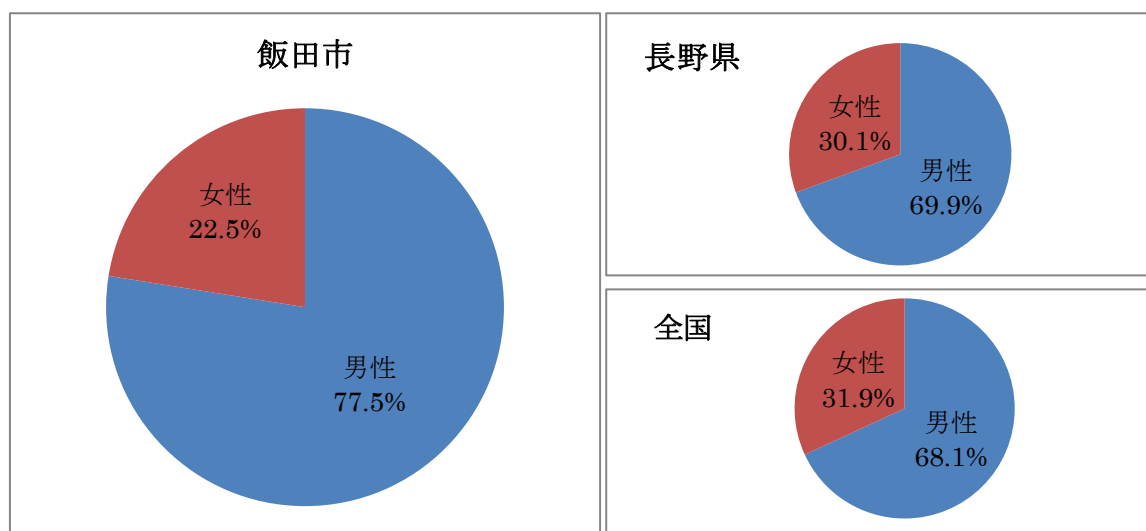
性別と年代でクロス集計した自殺者数の構成割合をみると、男性では 50 歳代が一番多く 40～60 歳代で全体の半数以上を占めています。女性は 70 歳代と 80 歳代が多く、全体の半数以上を占めています。

【図表 8】【図表 9】【図表 10】

性・年代別自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺死亡者数）もおいても、男性は 50～60 歳代の働き盛りの年代が多く、この年代は国・県と比較しても死亡率が高くなっています。また、男性は 20 歳代、女性は 20 歳未満と 70 歳代の死亡率が国・県と比べてわずかに高い状況となっています。【図表 11】

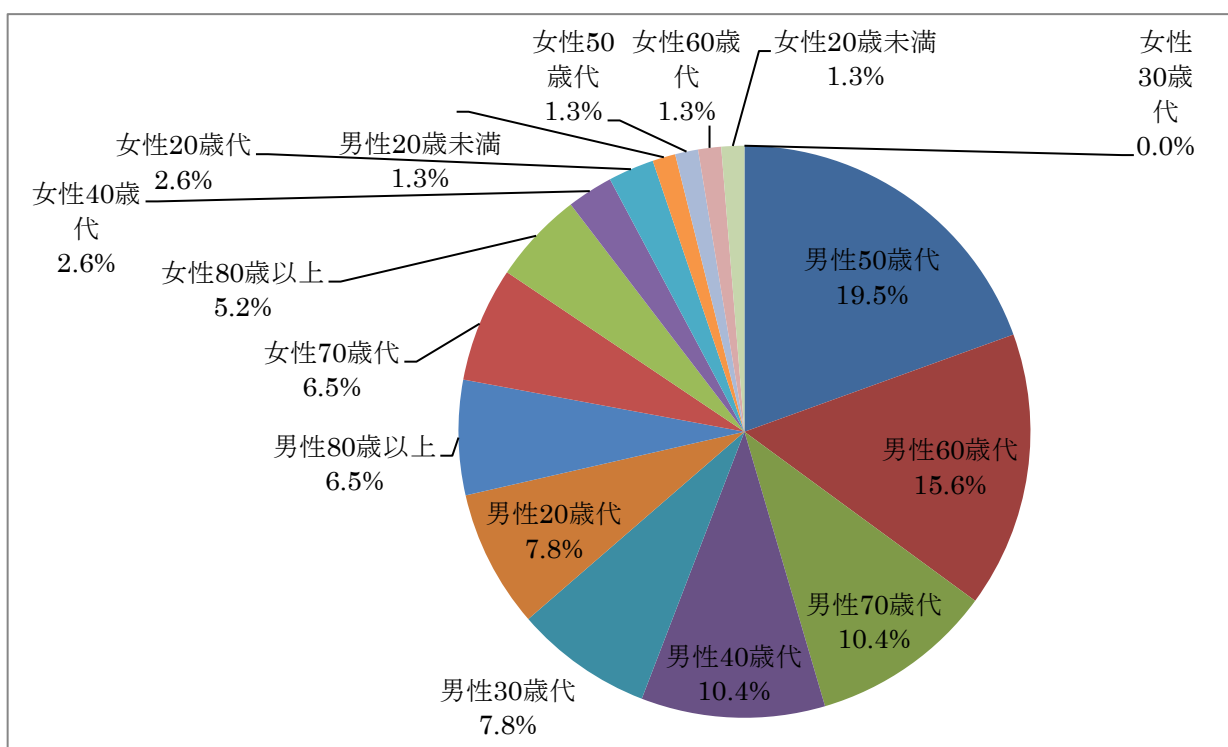
【図表 7】 性別構成割合（平成 29～令和 3 年を合算）

出典：地域自殺実態プロファイル



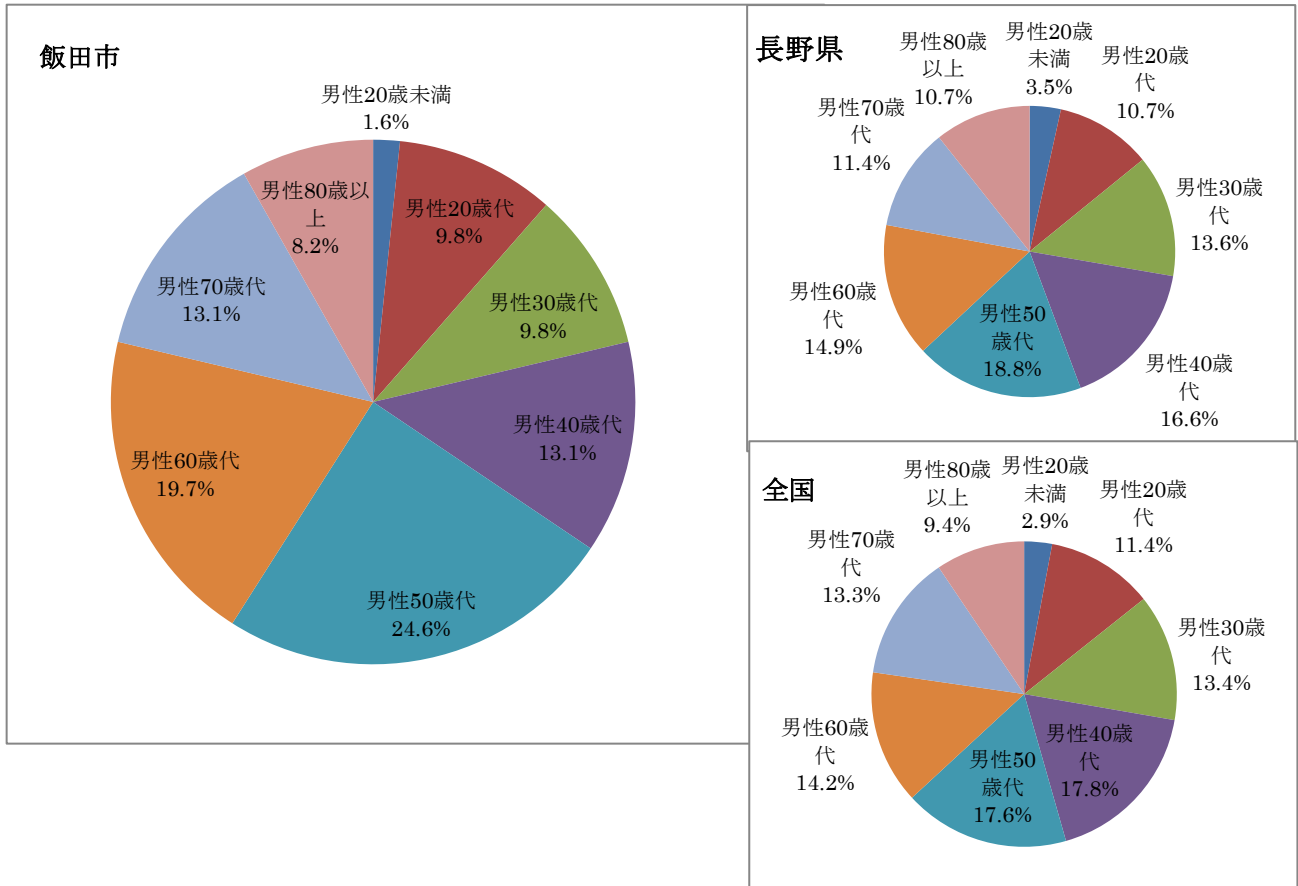
【図表 8】 性別×年代別 自殺者数の構成割合（平成 29～令和 3 年を合算）

出典：地域自殺実態プロファイル



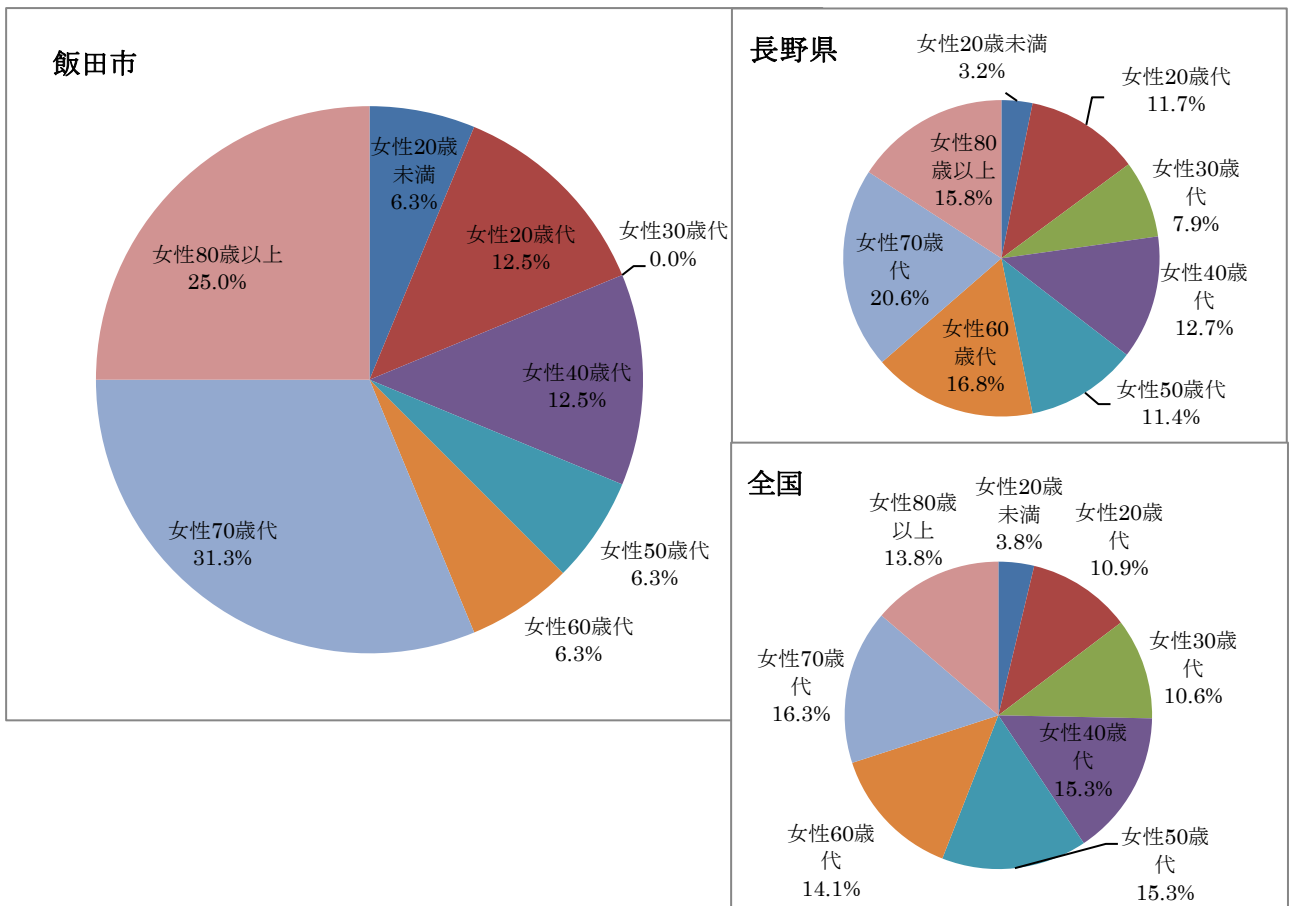
【図表9】 男性年齢別割合(平成 29～令和 3 年を合算)

出典：地域自殺実態プロフィール



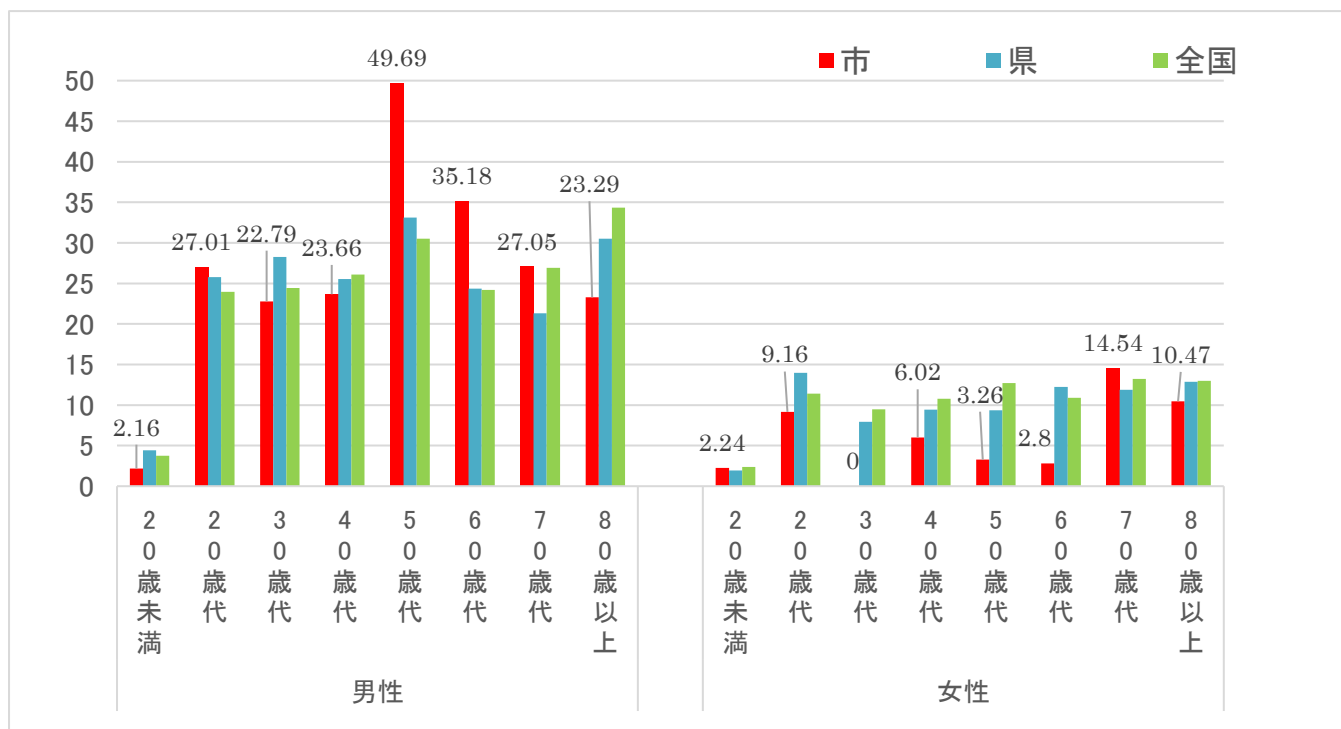
【図表 10】 女性年齢別割合(平成 29～令和 3 年を合算)

出典：地域自殺実態プロフィール



【図表 11】 性・年代別自殺死亡率(人口 10 万人当たり) (平成 29 年～令和 3 年)

出典：地域自殺実態プロフィール

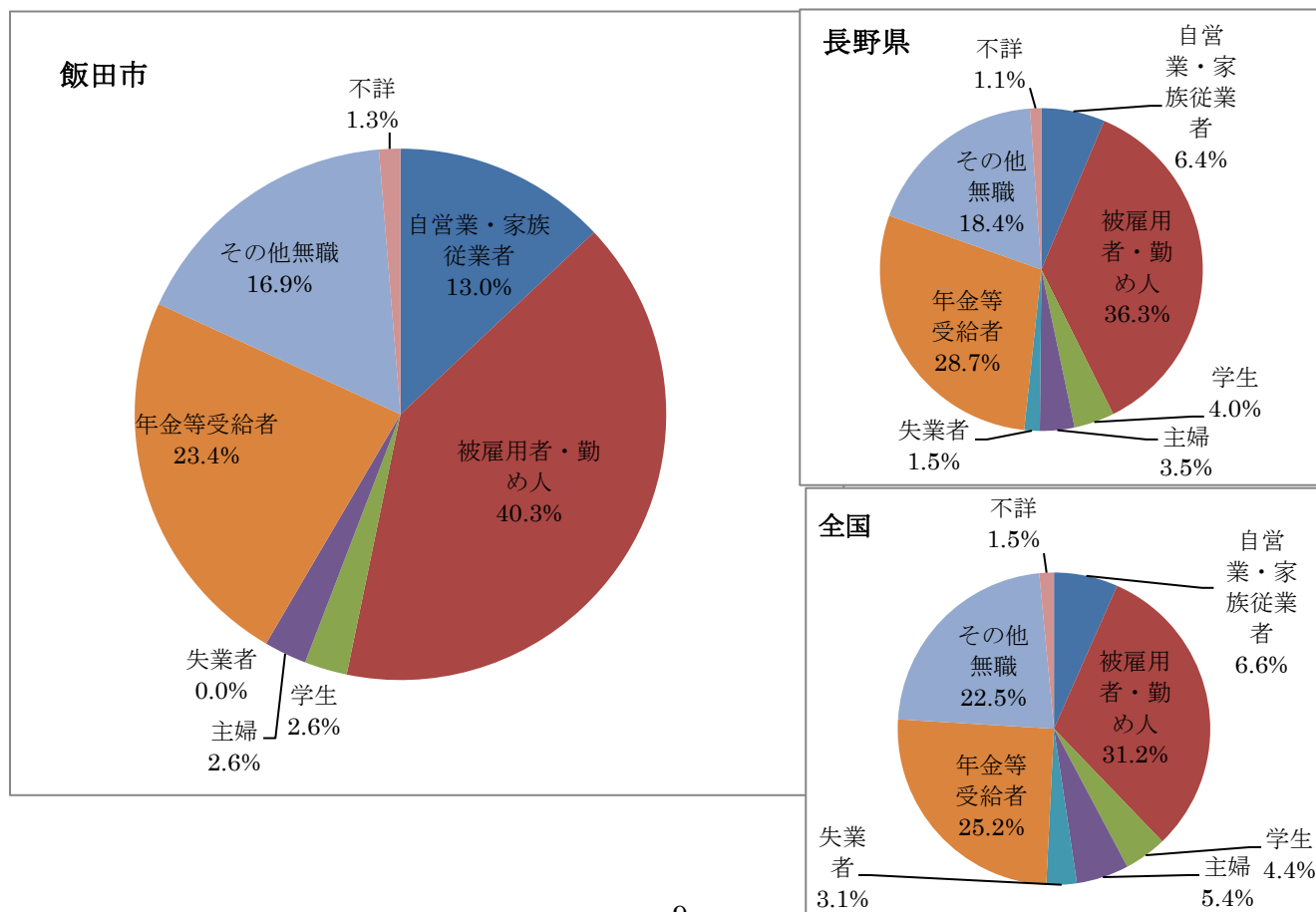


3 職業別の特徴

飯田市は自営業・家族従業者と被雇用者・勤め人の割合が大きく、この 2 つを合わせた「有職者」が 53.3%と国・県と比べて多い状況です。【図表 12】

【図表 12】 職業別割合(平成 29～令和 3 年を合算)

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



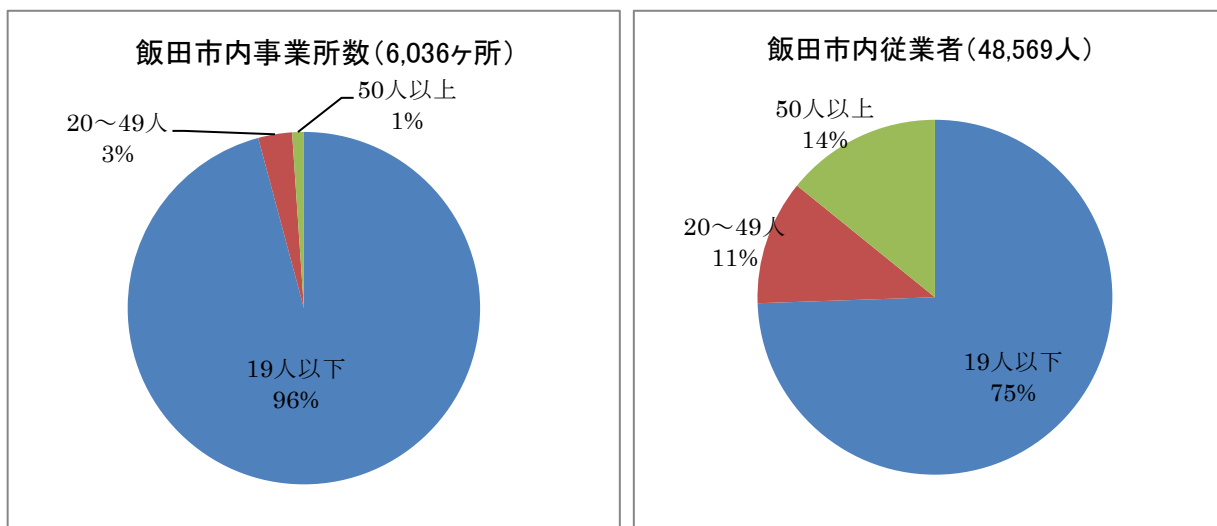
また、飯田市内の事業所規模別では 19 人以下の事業所が 96%、20～49 人以下の事業所が 3%となっています。労働安全衛生法に定められている衛生管理者を選任する必要がない事業所が 99%という状況です。また、49 人以下の事業所で働く市内就業者は、86%を占めます。【図表 13】

上記に加え社会情勢を示す例として各年における有効求人倍率と企業の倒産件数を記載します。

【図表 14】

【図表 13】 市内事業所数及び就業者数

出典：地域自殺実態プロフィール、H28 経済センサス基礎調査



【図表 14】飯田管内有効求人倍率と飯伊地区企業倒産件数の推移

出典：ハローワーク飯田、南信州地域振興局商工観光課

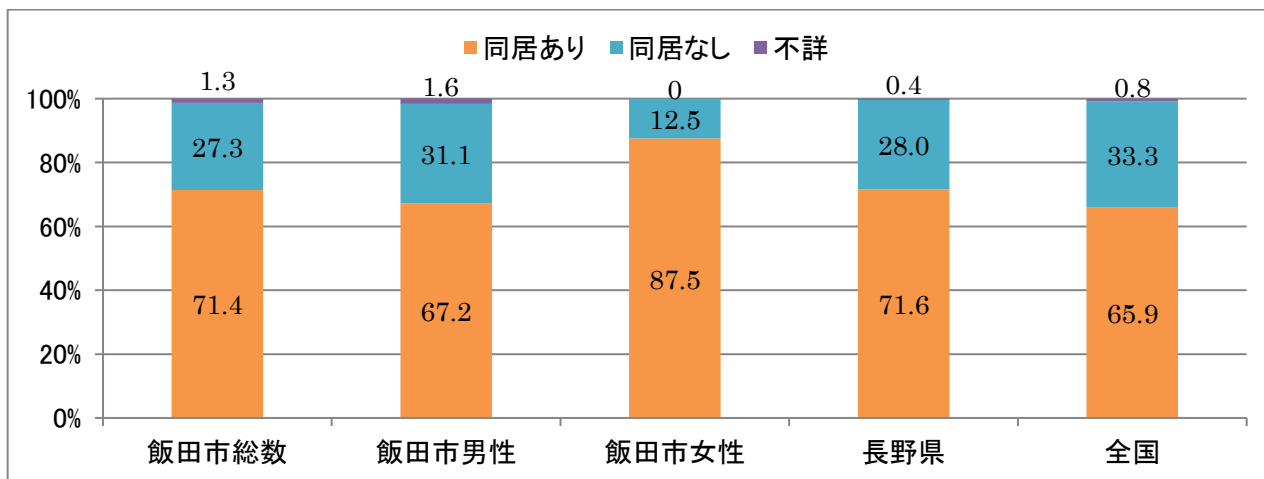
	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
飯田管内有効求人倍率 (4月時点)	1.03	1.08	1.26	1.46	1.51	1.29	1.19	1.34	1.51
飯伊地区企業等倒産件数 (負債額1千万円以上)	6	12	8	10	20	8	9	9	9

4 同居人の有無

同居人の有無をみると同居ありは 71.4%で、県と比べて同程度、全国と比べて多い傾向です。女性は同居ありの割合は 8 割を超えています。【図表 15】

【図表 15】 同居人の状況(平成 29～令和 3 年を合算)

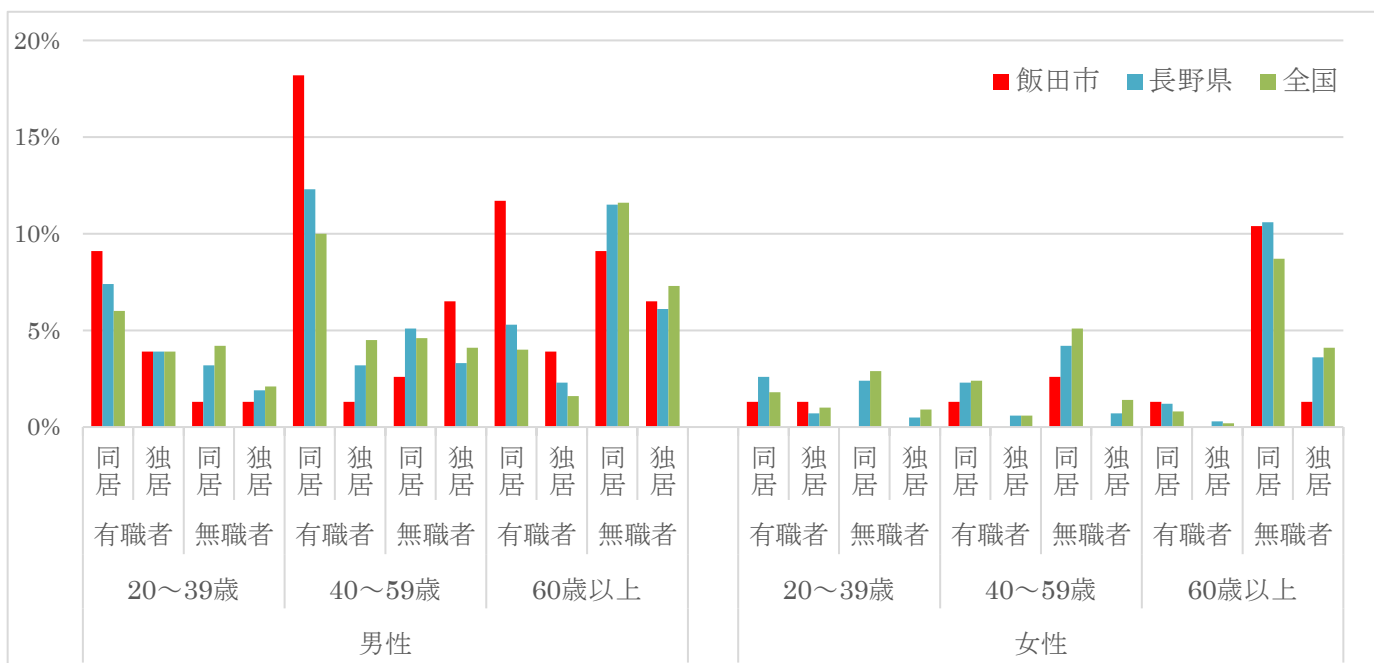
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



自殺者の割合を性年齢階級別、職業、同居の有無についてクロス集計すると、男性ではどの年代でも有職者同居ありの割合が大きくなっています。女性は60歳代以上の無職者同居が一番多く、国・県と同じ傾向です。【図表 16】

【図表 16】 自殺者の割合 性年齢階級別、職業、同居の有無（平成 29～令和 3 年を合算）

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



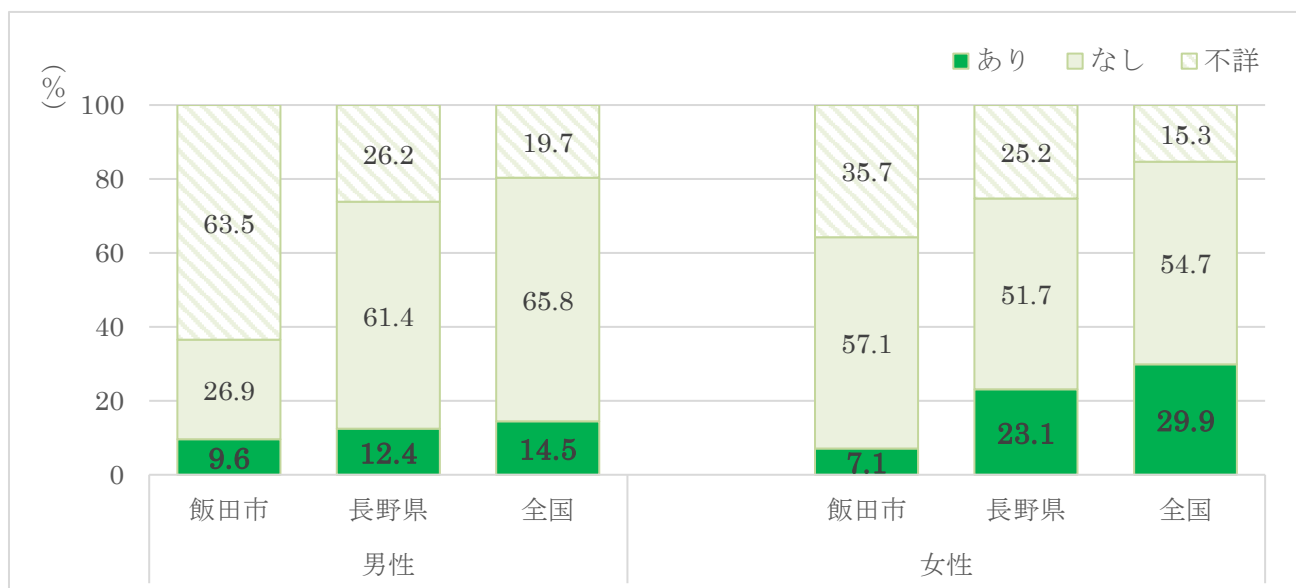
5 自殺未遂歴の有無

自殺者のうち亡くなる前に自殺未遂歴があった人は、男性は 9.6%、女性は 7.1%です。国・県と比べて少ない傾向にありますが、公表されている数値が少なく不詳が多いため今後の動向を確認していく必要があります。【図表 17】

【図表 17】 自殺未遂歴の有無(平成 29～令和 3 年を合算)

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

飯田市は平成 30 年分男女別数は公表無しのため含まれず



6 原因・動機別性別自殺者数

自殺の原因・動機を見てみると男女ともに健康問題が最も多くなっています。男性は経済・生活問題、勤務問題、女性は交際問題となっています。【図表 18】

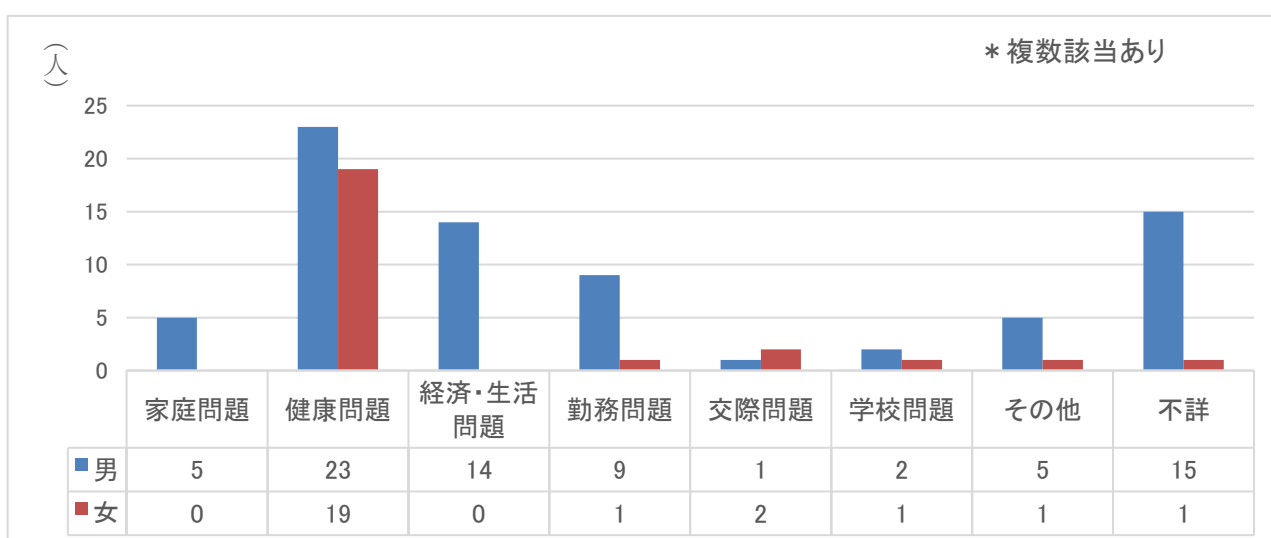
平成 29 年～令和 1 年の 3 年間と令和 2 年～令和 4 年の 3 年間の比較では国・県では大きな変動はありませんでしたが、飯田市は家庭問題や学校問題、その他の割合が増えてきています。【図表 19】

自殺の原因はひとつではなく、多くの場合は複数の要因が重なって起こるとされており（第 2 章 計画の概要内【図表 1】参照）、対策のためには NPO 法人ライフリンクによる 1,000 人実態調査から見えてきた「自殺の危機経路」を参考にし、多方面からのアプローチが必要となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、実情に応じた対策を講じる必要があります。

【図表 18】 原因・動機別性別自殺者数(平成 29～令和 3 年を合算)

平成 30 年は男女別数は公表無しのため含まれず

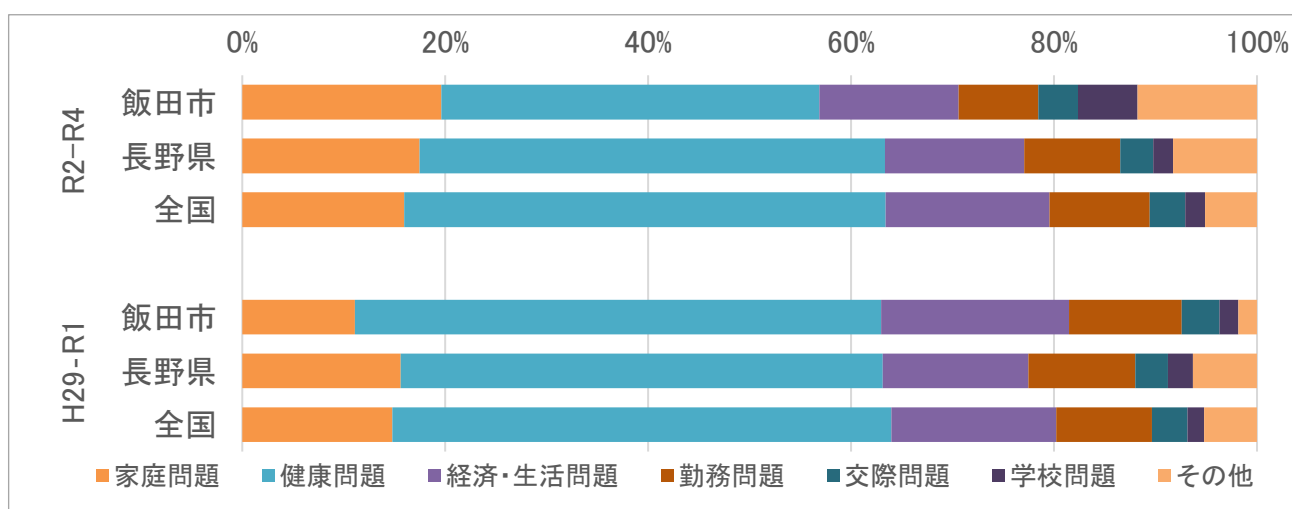
出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



【図表 19】 原因・動機別性別自殺者の割合(不詳は除く)

出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

平成 29～令和 4 年を 3 年毎に全国、県と比較



自殺の統計については、厚生労働省の自殺の基礎資料といのち支える自殺対策推進センターの地域自殺実態プロファイルに基づき資料としています。

第4章 これまでの取り組みと評価

1 数値目標に対する評価

第1次飯田市自殺対策推進計画の当初の数値目標は、令和4年の目標自殺死亡率を17.7以下としていました。健康いいた21計画（第二次）の計画期間が1年延長されたことに伴い、自殺対策推進計画も1年延長され、数値目標を令和5年の自殺死亡率を16.9以下にすることを目指し取り組んできました。

令和5年の自殺死亡率（令和2年～令和4年平均値）は18.8であり、目標値を上回っていますが、令和2年は14.0と最小値を記録したことから取り組みには一定の効果があつたと評価します。（第2章 計画の概要内【図2】参照）令和3年以降は自殺死亡率が増加傾向にあることから、第2次計画では現在の自殺対策を継続しつつ飯田市の特性に合った自殺対策事業を推進していきます。

2 評価指標に対する評価

第1次計画では、自殺対策事業は特定分野の事業に限定されないため、どのような事業が対策として効果的であったかを特定して検証することが難しいことから、計画の進捗状況を把握するための指標を以下のように設定しました。

指標：対象とする相談窓口における相談件数の増加

相談件数総数 平成30年度 29,493件 → 令和4年度 36,191件

3 基本施策の取り組みと課題

【基本施策1 自殺に対する正しい知識の啓発及び対策の周知】

9月自殺予防週間や3月自殺対策強化月間に合わせ、正しい知識の普及や自殺防止につながる支援事業や相談窓口の広報を行いました。また、人権尊重のための啓発事業では新型コロナウイルス感染症誹謗中傷窓口を新たに開設しシトラスリボン運動などを積極的に行い、人権に配慮する活動を行いました。

引き続き自殺の現状や相談窓口の情報提供などの周知は継続して行う必要があります。SNSの活用等、あらゆる機会を通じて市民にわかりやすく伝わるように発信していきます。

【基本施策2 自殺対策を支える人材の育成】

自殺の危険を示すサインに気づき適切に行動できる人材の育成の対象者が拡大するようゲートキーパー養成講座を、各地区まちづくり委員会健康福祉委員会や民生児童委員会と連携して開催し各地区で多くの市民の方に関心を持っていただくことができました。また、各地区に地域福祉コーディネーターを配置し、行政と地域の連携強化と地域でのきめ細やかな活動の推進を行いました。

「生きるための包括的支援」に携わる様々な分野の支援者に対してゲートキーパー研修の実施および受講の推奨をし、自殺対策に係る人材の養成を行っていきます。

【基本施策3 地域におけるネットワークの強化】

飯田市自殺対策推進協議会を立ち上げ、年1回会議を開催し、関係機関と現状や課題の共有を行いました。また民間企業との見守りネットワークの構築、住民支えあいマップの作成や地域福祉課題検討会、学校運営協議会など各地区まちづくり委員会と連携した活動を行いました。

今後も行政、地域、関係機関が一体となり自殺対策を推進していくため、多様な主体による連携

や見守り活動を強化していくことが重要となります。

【基本施策4 生きることの促進要因につながる支援】

孤立のリスクを抱えるおそれのある方々や家族を対象とした、居場所づくりの提供と周知を新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら実施しました。コロナ禍においてこれまでのつながりが途絶え、孤立感を抱える方が増えることの無いよう取り組み方法を検討し、地域の支援者が活動できる場を提供していく必要があります。

指標	内容	担当課	平成30年度 件数	令和4年度 件数
女性のための 法律相談 (令和5年から 「総合相談」として 実施)	弁護士による離婚、親権、男女間トラブル等の法律相談	共生・協働推進課 (令和5年から福祉課)	50	47

支援を必要としている人が簡単に適切な支援情報を得ることができるよう、さまざまな分野に対応する相談を行いました。福祉課重層的支援係では、複雑かつ複数の問題を抱える市民に対する相談窓口「福祉まるごと相談窓口」を令和3年4月より開設し、部局横断的な連携体制を強化する取り組みを開始しました。

今後も身近な相談窓口を充実させることにより、誰もが安心して相談できる体制の充実を図るとともに、迅速かつ具体的な支援につなげる体制づくりを行い自殺リスクの軽減を図っていく必要性があります。

指標	内容	担当課	平成30年度 件数	令和4年度 件数
こころの相談	こころの悩み(うつ、精神疾患、ひきこもり等の本人及び家族の悩み)やそれに伴う身体の不調に関する相談	保健課	9	11
心配ごと相談	日常生活におけるトラブルや心配ごとについての相談	飯田市社会福祉協議会(福祉課)	326	1,154
自立支援相談	就労に関する相談を中心としながら、生活上のトラブル、ひきこもりを含む家族の悩み等に対する総合的な相談	飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」(福祉課)	1,215	2,716
無料法律相談	弁護士による専門的な法律相談	飯田市社会福祉協議会(福祉課)	113	135
母子・家庭・女性相談	女性相談員による女性の抱える様々な悩みごとの相談	こども家庭課	293	327
外国人相談窓口	中国語、ポルトガル語、タガログ語、英語による相談 相談内容により、専門部署に帯同し通訳等の支援を実施	共生・協働推進課	440	421
地区担当保健師による健康相談	保健師による健康相談	保健課	4,546	5,512
障がい者支援相談	障がい者の福祉制度や在宅生活全般についての相談	飯伊圏域障害者総合支援センター(福祉課)	8,400	11,119
教育相談	学校等でのトラブルや教育上の悩みごとの相談	教育相談室(学校教育課)	115	169

4 重点施策の取り組みと課題

【重点施策1 高齢者対策】

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置することで、より身近な地域での相談対応を行う体制づくりを行いました。令和5年度からは1か所増設した6か所で専門職による総合相談を行っています。

高齢化や過疎化が進むにつれて、家族や地域との関係が希薄化し、社会的に孤立する高齢者が一層増加するおそれがあります。かかりつけ医や民生児童委員会等の関係機関の連携を進めていくこと、ふれあいサロン等の通いの場の充実をおこなうことが高齢者の孤立・孤独を防ぎ、自殺対策につながるため関係する事業の充実を図る必要があります。

指標	内容	担当課	平成30年度 件数	令和4年度 件数
介護相談	高齢者やその家族の心配ごとや福祉、 介護、介護予防に関する相談	地域包括支援センター (長寿支援課)	5,851	7,193

【重点施策2 生活困窮者対策】

新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変により、家計改善支援事業や貸付支援事業、納税窓口での相談者数が増加しました。

コロナ禍や物価の高騰等による厳しい状況が続いており、支援が必要な状況が当面続くことが予想されます。また、生活困窮者は複数の課題を抱えている方が多く、経済面や生活面、健康面、人間関係など幅広い視点での支援と対策が求められており、それぞれの相談支援機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

指標	内容	担当課	平成30年度 件数	令和4年度 件数
消費生活・多重債務相談	悪質な勧誘、契約トラブル、電話でお金 詐欺(特殊詐欺)の犯罪被害、 多重債務等に関する相談	市民課	503	795
納税相談	納税方法に関する相談	納税課	6,557	4,675

【重点施策3 勤務・経営対策】

労働環境改善につながる支援として、企業と連携した労働相談や企業出前健康講座等の働き盛り世代を対象とした心身の健康づくりへの取り組みを行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業からの相談が増加し、融資あっせんや各種制度の紹介を行う等の支援を実施しました。

勤務問題による自殺リスク低減に向けワークライフバランス推進や心身の健康についての情報発信を、商工会議所や勤労者共済会等と連携し積極的に行っていく必要があります。

指標	内容	担当課	平成30年度 件数	令和4年度 件数
労働相談	労働条件、職場福利厚生、人間関係、 各種ハラスメント等労働トラブルの相談	産業振興課	80	10
経営悩み相談	中小企業経営者を対象とした経営相談	産業振興課	8	0

【重点施策4 こども、若者対策】

学童期からの命の大切さについて学ぶ機会を増やし、SOS の出し方に関する教育を小中学校と連携して行っています。不登校生徒児童は増加傾向にあり、不登校となった児童生徒の心のケアと復帰に向けた支援を行っています。特別に支援が必要なこどもや保護者に対する相談や支援はこども家庭課と学校教育課、学校での連携をしながら、丁寧に対応することができています。

こどもたちを取り巻く状況についてインターネットや SNS などに関する問題も考慮し検討していく必要があります。教育・保健・医療・福祉などの関係機関が連携を図り、こどもたちが学校、家庭、地域それぞれにおいていきいきと暮らすことのできる環境作りが必要となります。

指標	内容	担当課	平成 30 年度 件数	令和4年度 件数
ジョブカフェいいた 若年者就活相談	キャリアコンサルタントによる若年者対象の就業相談	ジョブカフェいいた (産業振興課)	57	24

【重点施策5 妊産婦・子育て対策】

産後うつ予防や早期発見のため、産婦健診（産後 2 週間、産後 1 か月）および 2 か月児訪問において産後うつ質問票を用いた問診を実施しています。医療機関、母子保健コーディネーター、地区保健師が連携し、早期からの対応が可能な体制づくりを行いました。また、コロナ禍においても地区保健師やこども家庭課、つどいの広場等での育児相談、発達相談は継続して行い、育児ストレスへの対応を継続して行いました。

新型コロナウイルスの影響もあり全国女性の自殺者数は令和 2 年は 2 年ぶりに増加し、令和 3 年はさらに上回る自殺者数となりました。飯田市でもコロナ禍の影響を鑑み、女性特有の課題に対する支援の充実を図っていく必要があります。

指標	内容	担当課	平成 30 年度 件数	令和4年度 件数
子育て相談	子育てに関する悩みごとの相談 (虐待相談、子育て相談、発達相談)	こども家庭課	294	219
産後ケア及び育児相談	母親の産後ケア及び育児相談	保健課	547	1,602
乳幼児発達相談	乳幼児の発達相談	保健課	89	62

第5章 いのち支える自殺対策への取組 ～基本施策～

基本施策1 自殺に対する適切な知識・情報の普及啓発および対策の周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。また、自殺に追い込まれる直前は、大多数の方が精神疾患を発症していると言われます。精神疾患や自殺に対する誤った認識や偏見によって、対象者や遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られ支援の妨げにもなりうることから、精神疾患や自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する必要があります。危機に陥った方の心情や背景への理解を深めること、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう普及啓発を行っていきます。

また自殺対策事業を推進していくためには、飯田市の現状について正しく認識していただくことが大切です。市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し取組を行うことができるよう、市ウェブサイトや広報紙をはじめとする多様な媒体を活用し、飯田市の現状や各種事業及び相談先などの情報について啓発を行いながら本計画の市民への周知を図ってまいります。

※ 新規欄の「★」は第1次計画策定後に追加された事業、「☆」は今後実施予定の事業

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	健康情報の発信	いいだ FM、地元新聞社、広報いいだ、ホームページ、SNS 等を利用した健康情報の発信と啓発を行う。	保健課
	関係機関の事業の紹介	県や保健福祉事務所等で行っている相談事業や各種団体の紹介、周知を行う。 ・自死遺族交流会、くらしと健康の相談会、精神保健相談 等	保健課 他
	自殺防止につながる啓発	自殺防止につながる支援事業の紹介、相談窓口案内、メッセージ等の啓発を一般の方向けに広く周知する。 ・広報等を活用した自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発 ・自殺や精神疾患についての情報や相談窓口等を掲載した自殺防止リーフレットの印刷及び配布	保健課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺を防止するためには、身近な人が異変に気づき、見守ることが重要です。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、寄り添い、適切な支援につなぎ、見守るという、自殺対策に必要な意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発を推進します。

また「生きるための包括的支援」に携わる様々な分野の支援者に対して、ゲートキーパー研修の実施や受講を推奨し自殺対策に係る人材を養成します。ゲートキーパーとは自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	養育支援員養成講座	家庭育児に支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する支援や助言を行う養育支援家庭訪問員の養成。	こども家庭課
	認知症サポーター養成講座	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域や職域で認知症の人や家族を温かく見守り、手助けする認知症サポーター養成講座を実施する。認知症への理解者が増えることにより、認知症の方やその家族の孤立を防ぐ。	長寿支援課

	フレイル予防サポーター養成講座	各地区で実施する住民主体の介護予防事業「通所型サービスB事業」の運営サポーターの養成を目的として、飯田市社会福祉協議会に委託して年 2 回程度開催する。B事業では「支え手」「受け手」という関係を超えた地域住民のつながりが生まれ、高齢者の自立支援、生きがいづくりの場として活用する。	長寿支援課
	ゲートキーパー養成講座	悩んでいる人がいたら声をかけ、話を聞き、つなぎ見守る地域のボランティア「ゲートキーパー」の養成講座の開催。	保健課
☆	市職員を対象としたゲートキーパー研修	市職員を対象にしたゲートキーパー養成研修会を毎年実施する。	保健課
	地区組織との連携による健康推進	各自治振興センターに地区担当保健師を配置。まちづくり委員会や公民館等と連携し、地域単位での健康づくりの推進を行う。地域住民と良好な関係を構築し、寄り添った取組を実施することにより、本人や家族の悩みを把握しやすく、適切な支援につなげることができる。 ・民生委員、健康福祉委員対象に、自殺の現状、傾聴等についての研修会の実施 ・連携による早期対応 ・健康福祉委員会と連携した地区単位での学習会等の開催	保健課
	自殺対策研修会への参加	自殺対策担当職員や市民と接する機会の多い窓口職員が県等主催の自殺対策研修会に参加する。関係機関との情報交換を行うなど、自殺対策を効果的に推進するための学びの機会とする。	保健課

基本施策 3 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限に効果を発揮するためには、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野の施策、人材、組織が有機的に連携する必要があります。「生きることの包括的な支援」の実施について、地域におけるネットワークの構築及び強化を図ります。

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	窓口対応における自殺リスク等の把握	窓口対応において自殺リスクを想起させる言動、相談があった場合の、支援事業実施主体となる部署への連絡、連携の実施	地域自治振興課 市民課
	民生児童委員活動	・日頃の訪問活動等による、高齢者・障がい者等の安否確認の実施 ・支援が必要な高齢者、障がい者等への相談・助言及び関係機関との連携の実施 ・日常生活困難者に対する支援サービスの情報提供 ・事務局として、民生児童委員協議会及び各委員活動への支援	福祉課
	住民支えあいマップの作成・更新の支援 ＜社協事業への補助＞	飯田市社会福祉協議会が展開する地域支え合い活動推進事業。 ・各地区まちづくり委員会を中心に見守り活動や災害時の支援活動を行うためのツールとして、高齢者や障がい者等の要支援者と支援者・医療機関・危険箇所等を配置したマップの作成	福祉課
	見守りネットワークの構築	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進するためのネットワーク体制の構築 ・民間事業者等と飯田市が見守り協定を締結し、各地区まちづくり委員会や飯田市社会福祉協議会とも協働した見守り体制	福祉課
	南信州広域連合地域自立支援協議会への参加	障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置。飯伊障がい福祉圏域の市町村が共同で立ち上げ、地域ネットワークの中心としてその役割を担う。	福祉課
	園小の連携推進事業	行政、保育所、認定こども園、学校など関係者同士が連携し、ケースに応じたこどもの発達にかかる関係者会議を実施。 ・発達に特性のあるこどもの情報の把握・共有 ・園小接続のためのカリキュラム配布及び活用 ・学校と保育所及び認定こども園の連携による発達に特性のあるこどもの支援体制の整備	こども家庭課 学校教育課

		・保育所及び認定こども園関係者、学校関係者、行政関係者による推進委員会の開催	
	地域ケア会議の開催	民生委員や健康福祉委員をはじめとした地域住民と医療、介護、福祉の関係者で構成される地域ケア会議を開催し、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるように、個別及び地域課題の検討に取り組み、高齢者の包括的ネットワークの構築を図る。	長寿支援課
★	飯田市自殺対策推進庁内会議	相談窓口担当課などで構成される庁内委員を中心に年1回以上会議を開催し、実態や課題の共有や意見交換を行うことで、多方面における支援の充実を図る。	保健課
★	飯田市自殺対策推進協議会	市長を会長とし、行政、団体、地域からの代表などで構成される自殺対策推進協議会を年1回以上開催し、実態や課題の共有を行うと共に、地域の連携を強化し自殺対策を効果的に推進する。	保健課
	飯田コミュニティスクール推進事業	学校運営協議会において、「めざすこども像」共有するとともに、学校、家庭、地域が協働で取り組むいいだCS協働活動を支援する。また、学校、保護者、育成委員会等が連携し、こどもの健やかな成長を支える取り組みやこどもを取り巻く課題等を考える学習活動を実施する。 ・体験教室、長期休暇のこどもの寺子屋 等	公民館
	多様な学習交流支援事業	各地区住民、全市民を対象に地区の特色を生かした多様な学びと交流の機会を提供し、地域の課題解決に向けた事業展開や学習活動を支援・実施する。 ・人権多文化学習、地域芸術文化学習、郷土学習、健康学習、環境学習 等	公民館

基本施策4 生きることの促進要因につながる支援

自殺対策は、孤立、失業、いじめ、借金等の「生きることの阻害要因（自殺のリスクとなる要因）」を取り除くだけでなく、将来の夢、やりがい、円満な人間関係、趣味、信頼等の「生きることへの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。地域において誰もが社会的に孤立することなく、それぞれが役割を持つことのできる居場所づくりや、平易に抵抗なく悩みを誰かに相談することができる環境の充実など、「生きることの促進要因」につながる支援を推進します。

1 居場所づくりの推進（「生きることの促進要因」につながる支援）

孤立のリスクを抱えるおそれのある方々を対象とした、居場所づくりの提供と周知を図ります。また、家族に対する支援を実施します。

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	自治振興センター団体活動支援事業	まちづくり委員会をはじめとした地域が実施する交流会等の活動への支援の実施。在宅介護者及び独居高齢者等とのつながりを持つことで孤立化や悩みを抱え込むことへの防止につなげる。	地域自治振興課
	ふれあいサロン設置事業 ＜飯田市社会福祉協議会への補助事業＞	飯田市社会福祉協議会が促進する地域支え合い活動推進事業。高齢者が気軽に世間話をしたりできるよう、地域住民が小地域で定期的に取り組むサロン活動。個別の課題等を把握した場合、地域福祉コーディネーター等を通じて専門機関と連携し、適切な支援につなげる。	福祉課
	更生保護活動及び支援	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、そして、犯罪や非行経験者の立ち直りを支える活動の実施 ・毎年7月を『社会を明るくする運動』の協調月間として活動を推進している（主な取り組みは、愛のはがき募金、街頭啓発活動、ケース研究会、中学生対象講話会、地区講演会、小中学生作文コンテスト）	福祉課
	障がい者相談支援事業	障がい者及びその家族等介護者からの相談に応じた、情報提供及び必要な支援の実施 ・相談窓口：「飯伊圏域障がい者総合支援センター」	福祉課

	社会参加促進事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に実施 ・点字、音声訳等により、市の広報等の提供 ・手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点字奉仕員の養成	福祉課
	自発的支援活動支援事業 (精神障がい者家族支援事業・ピアサポート活動支援事業)	・精神障がい者の自立した地域生活を推進し、その家族が安心して生活できるように支援する活動への助成 ・障がい当事者の視点から、地域での自立生活を捉えたピアサポート活動に対する支援活動の助成	福祉課
	中国帰国者等生活支援事業	地域で孤立することなく、健康で安心な生活を送ることができるよう支援を行う。 ・対象者に中国残留邦人等支援給付金を支給 ・日本語教室や地域との交流事業、中国帰国者交流会を実施 ・自立支援通訳等の派遣	福祉課
	乳幼児親子学習交流支援事業 乳幼児学級	各地区において、乳幼児のこどもを持つ親同士が交流する乳幼児学級や講座を開催し、悩みの相談、学習を通じた子育てに関する情報交換や知識を得る活動を支援する。・地区単位での保健師や歯科衛生士による乳幼児学級を開催。育児に関する講座を実施するとともに、母親やこども同士の交流、悩みや情報交換を行う機会を提供。	公民館 保健課
	患者会	・飯田市立病院で手術を受けた患者さんや病気等の種類による患者会 ・再発予防と親睦を大きな目的としているが、同じ悩みや不安の相談、情報交換を行う貴重な機会となっている。	市立病院 地域医療連携課

2 相談体制等の充実（「生きることの阻害要因」の軽減のための支援）

さまざまな分野における課題に対応する相談体制等を充実させ、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」の軽減を図ります。

仕事や家族、生き方のことで悩んでいても悩みを打ち明けずに抱えてしまう男性に寄り添うことを目的とした、男性が相談しやすい相談窓口についての検討を行います。

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	外国語相談窓口	外国人住民に対し、中国語、ポルトガル語、タガログ語、英語による相談窓口を設置し相談対応及び支援事業実施主体となる部署への連絡、連携を実施。外国人住民は日本語を習得していないことも多く、地域から孤立することもあり課題が表面化しづらいため、窓口での相談により潜在的なリスクを察知し、早期に支援に繋げることができる。	共生・協働推進課
	人権尊重・啓発	・差別、いじめ、虐待等で悩んでいる市民への人権相談の案内 ・人権尊重のための啓発事業の実施	共生・協働推進課
	環境苦情の対応	自殺に至る背景には、騒音や悪臭等の環境問題が原因となる可能性がある。環境課に寄せられる苦情相談において、もし自殺リスクを想起させる言動や兆候があった場合は、適切な支援機関に情報提供し、必要に応じて支援機関と連携してリスク回避に取り組む。	環境課
★	総合相談 心配ごと相談事業 (飯田市社会福祉協議会への委託事業)	広く市民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言、指導を行うほか、相談内容に応じて、関係機関や専門家へ相談を引継ぎ、問題解決を援助する。 ・「一般心配ごと相談」…悩みや心配ごとに対する相談に、職員が対応。 ・「特別心配ごと相談」…法律に関連した相談に、裁判所書記官 OB 等の専門相談員が対応。 ・「法律相談」…法律上の専門的な相談に、弁護士が対応。 ・「女性のための法律相談」…女性の権利擁護を目的として、離婚、親権、男女間トラブル等の相談に、弁護士が対応。	福祉課
★	福祉まるごと相談	様々な課題を抱えており、複数の部署で連携が必要な相談について、専門機関と連携しながら困りごとの解決に向けた支援を行う。ひきこもりや 8050 問題をはじめ、どこに相談したらよいかわからない困りごとについても対応する。	福祉課
	自立相談支援事業	飯田市社会福祉協議会に委託 飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」を開設 ワンストップ型の相談窓口として、一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を作成 就労に関する相談を中心としながら、生活上のトラブル、ひきこもりを含む	福祉課

		家族問題等の課題に対し、総合的な相談を受け、様々な機関と連携し、自立に向けた支援を実施	
	ひとり親家庭相談支援	母子父子自立支援員による相談支援(生活一般、児童、経済的支援、生活援護)により、必要な福祉サービスの提供や関係機関へ繋ぐなどにより、相談者の不安を取り除き、安心して生活できるよう支援を実施。	こども家庭課
	母子・家庭・女性相談事業	女性相談員が、女性からのさまざまな相談を受け、必要な福祉サービスの提供や関係機関へ繋ぎ、相談者の不安を取り除き、安心して生活ができるよう支援。男性からの相談にも対応する。	こども家庭課
	地域療育事業	障がいのあるこどもの日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などや、保護者の障がいに対する受容の困難さに配慮した相談業務を実施	こども家庭課
	成年後見支援事業	判断能力が不十分な認知症者、知的障がい者、精神障がい者に対し、成年後見についての相談や手続きの支援等を行う。当事者との相談支援から、必要に応じて他機関と連携する等、安心して生活できるように支援をする。	長寿支援課
	地区担当保健師による健康相談	各自治振興センターに地区担当保健師を配置 ・あらゆる年代の相談に気軽に応じる体制の整備 ・面接、訪問、電話による心身の健康相談に応じ、関係機関と連携した継続支援を実施	保健課
	こころの相談	専門の相談員による相談日を定期的に開設 こころの悩み(うつ、精神疾患、ひきこもり等家族の悩み)やそれに伴う身体の不調に関する相談を受け相談者に寄り添い、悩みやストレスの軽減につなげる。相談内容の緊急性によっては関連部署との連携により適切な支援を実施。 ・年 12 回開催 ・案内リーフレットを作成、配布	保健課
	がん相談支援センター	専門相談員によるがんの療養に関する様々な相談受付 ・治療生活への不安、費用への不安、介護の悩み、精神的ケア 等 ・社会保険労務士による就労相談 ・患者やその家族が交流や情報交換を行う「がんサロン結」の運営	市立病院 地域医療連携課
	患者相談窓口の設置	患者及びその家族が抱える課題について適切に対応する相談窓口を設置 ・訪問看護やリハビリ、介護のサービス等を対象とする「在宅療養や介護サービス相談窓口」 ・入通院、疾患等に関する医学的質問、診療費、社会復帰援助等、幅広く対応する「患者相談窓口」等	市立病院 地域医療連携課
	教育相談	学校でのトラブル、こどもの教育上の悩みや心配事等に関する相談について、教育相談員による対面及び電話相談を行う教育相談室を設置 ・直接学校へは相談しにくい内容についても対応 ・児童生徒及び保護者の抱える課題に関し、解決に向け関連部署と連携して対応	学校教育課

第5章 いのち支える自殺対策への取組 ～重点施策～

重点施策は、いのち支える自殺対策推進センターが分析した「地域自殺実態プロファイル」において各自治体が特に重点的に対策を講じる必要がある課題とされている対策であり、飯田市では「勤務・経営対策」「高齢者対策」「生活困窮者対策」の3項目が該当します。また、国・県ともに自殺の実態が深刻で対策が必要とされている「こども・若者対策」および「自殺未遂者への支援」に対しても重点施策に位置付け対策に取り組むものとしします。

重点施策1 勤務・経営対策

長時間労働やハラスメント等、勤務問題に関連する自殺が社会的な問題となっており、労働者一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにする「働き方改革」が国を挙げて推進され、長時間労働の是正や小規模事業所を中心とした職場におけるメンタルヘルス対策等が具体的な施策とされています。

勤務問題による自殺の背景には、仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ等の理由が多いといわれており、単に事業所等の対策だけでなく、労働者に対しても労働問題やメンタルヘルスに関する正しい知識と理解を培うことが必要となります。効果的な対策の推進のために、商工会議所やハローワーク等の関係機関と連携した取組について検討します。

1 労働環境改善につながる支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	労働相談事業	労働者の心身の負担軽減を目的とした、労働条件、職場福利厚生、人間関係のトラブル、各種ハラスメント等、労働上発生するトラブルに対応する労働相談窓口の紹介 ・南信労政事務所が行う労働相談(面談・電話等)の紹介、巡回相談所の開設(飯田勤労者福祉センターで毎月第2・4水曜日(4月及び5月第2水曜日除く)) ・長野労働局が行う労働相談の紹介	産業振興課
	勤労者生活資金及び教育資金融資の実施	飯田市内に居住する勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、特定の金融機関と連携し、低金利による生活資金、教育資金の融資を実施	産業振興課
	中小企業退職金共済加入事業所や特定退職金共済加入事業所の支援	中小企業の従業員の福祉の増進及び雇用の安定を目的とした、中小企業者が行う退職金共済事業に要する経費補助	産業振興課

2 労働者のメンタルヘルスの支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした事業所等への働きかけ ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催や事業所への支援事業の実施	共生・協働推進課
	働きざかり世代への健康推進	企業と連携した働きざかり世代を対象とした健康づくりの取組の推進 生活習慣病予防、メンタルヘル等心身の健康づくりへの関心を高めることにより、自殺リスクにつながる課題を抱える労働者の方への早期の支援を実施し、適度な運動(例:ウォーキング)がこころの健康づくりに有効であることから、合わせてプラステンを啓発し、身体活動の増加を推進する。 ・保健師、栄養士、歯科衛生士による企業等への出前健康講座の実施 ・朝食摂取を柱とする消防団を対象とした健康教室及び啓発の実施 ・今より1日10分多く身体活動を行う取組「プラステン」の啓発、こころの健	保健課

		康に有効な運動の紹介	
★	働きざかり世代への啓発	こころの健康に関する相談窓口の周知を目的とした啓発を行い、働き盛り世代の自殺率低下をめざす。 各種がん検診等の機会を利用し、相談窓口の掲載された啓発品を配布。	保健課

3 経営上の課題に関する支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	中小企業支援補助金制度	・起業予定者又は起業者が利用した創業関連資金の利子補助	産業振興課
	中小企業振興資金融資制度	中小企業の事業活動に必要な運転資金又は設備資金など、目的に応じた様々な資金の融資あっせんを実施。融資の機会を通じて、企業の経営状況を可能な限り把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者を覚知した場合に、その情報を適切な支援先へとつなげることができる。	産業振興課
	経営悩み相談室	産業振興課と商工会議所が共同で運営する相談窓口を設置 ・中小企業経営者を対象とした経営相談 ・適切な支援機関との連携	産業振興課
	農作物被害対策	有害鳥獣及び自然災害等における農業被害に対する農家への支援 ・天災等により被害を受けた農家が支援資金の貸付を受けた場合の利子の補給 ・天災等による農作物等の被害に対して復旧に必要な費用の補助や収入減少に対する備えへのサポート ・豚熱対策として伝染病の発生防止支援	農業課

重点施策 2 高齢者対策

高齢化や過疎化が進むにつれて、家族や地域との関係が希薄化し、社会的に孤立する高齢者が一層増加するおそれがあります。高齢者特有の生活や健康の課題を踏まえ、個々が抱える多様な背景や価値観に対応したきめ細やかな相談支援体制を整えていくことが重要です。引き続き、地域包括ケアシステムの推進を通して、高齢者が安心してその人らしく生活できるように支援します。

また、介護に関する悩みにより、高齢者を含む家族全体が心身ともに疲弊してしまうことなどもリスクの一つとしてあげられるため、介護者などの支援者も含めた対策が必要です。

今後も高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進し、孤立・孤独の予防への対策や社会参加機会の充実を図っていきます。

1 包括的な支援のための連携推進

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	地域包括支援センターと成年後見支援センターの運営	・地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口として4法人に委託し市内6か所に設置している。保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士により、総合相談支援事業や権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント等を実施し、高齢者が安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。 ・いいだ成年後見支援センターを設置し、飯田市社会福祉協議会に委託している。成年後見制度利用や高齢者虐待防止、消費者被害の防止等により高齢者の保護を行い高齢者が安心して生活できるように支援する。	長寿支援課
	高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	・高齢者の虐待防止や早期発見を目的とする、高齢者や養護者への支援の実施及び関係機関の連携体制の強化を図る。	長寿支援課

2 要介護者及び介護者に対する支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	介護相談	高齢者とその家族の介護に関する諸問題や介護保険等に関する総合相談を実施する。本人や家族が抱える課題の解決に向け、関係機関と連携して支援し、介護負担を事由とする自殺リスクの軽減を図る。	長寿支援課
	認知症介護者のつどい	認知症介護者を対象として交流や情報交換、相談の場を設ける。これにより自殺総合対策大綱においての重点項目「支援者への支援」の強化を図る。	長寿支援課
	認知症カフェ運営	認知症本人や家族等が悩みを共有し、情報交換を行うことができる場として認知症カフェを設け、本人及び介護者の心身の負担軽減となるよう支援する。	長寿支援課 ゆうゆう
	訪問理美容サービス及び寝具洗濯乾燥サービス	要介護3・4・5の方が自宅で理美容サービスを受けた場合に出長費用の一部を助成する。また、要介護3・4・5の方が使用している敷布団の丸洗い乾燥を行う。要介護者の衛生状態を良好に保ち、介護者の負担軽減を図る。	長寿支援課
	介護者慰労短期入所事業	要介護3・4・5の方が7日以内の短期入所を利用した場合に、助成金を支給することで、介護者の負担軽減を図る。	長寿支援課
	介護者疲労回復事業	要介護3・4・5の方を介護している方がはり・灸、マッサージの施療を受ける又は市内の入浴施設を利用する場合に助成金を支給することで、介護者の負担軽減を図る。	長寿支援課
	在宅介護支援金支給	介護者の経済的な負担軽減を目的とし、低所得者世帯で要介護3・4・5の方を介護している方が年間180日以上在宅介護を行った場合に支援金を支給することで、介護者の負担軽減を図る。	長寿支援課
	介護老人福祉施設への入所手続事務	・特別養護老人ホームへの入所申込書の受付。 ・入所申込や相談時の聞き取りの中で、家庭等における問題や危険について察知することができた場合、必要な支援先につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。	長寿支援課
	介護保険給付に関する事務	給付手続き時の相談や聞き取りを、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用する。当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減につなげる。	長寿支援課

3 高齢者の生活及び健康不安に対する支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	ごみ出し困難世帯に対する支援	ごみ出し困難世帯に対し、親族や近隣の協力者の他、地域活動組織や社会福祉事業者等多様な主体による支援の実施	福祉課
	民生児童委員活動及び支援	・訪問活動等による、高齢者・障がい者等の安否確認の実施 ・高齢者、障がい者等からの相談対応及び関係機関との連携や支援サービス等の情報提供	福祉課
	ファミリー・サポート・センター運営事業（生活支援）	生活上の援助を必要とする高齢者等からの依頼に応じて支援者を派遣。個別に抱える課題等を把握した場合、専門機関と連携し、適切な支援を行う。 ・食事作り、掃除、洗濯、買い物の付き添い、話し相手、安否確認 等	福祉課
	認知症相談及び認知症ケアパスの活用	認知症本人、家族等からの相談に対して、認知症初期集中チームや認知症地域支援推進員が「認知症ケアパス」を活用して支援する。【「認知症ケアパス」は認知症状や生活状況に応じて、利用できる医療や介護サービスについて情報をまとめたもの】	長寿支援課
	独居高齢者等配食サービス	栄養改善が必要な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯で調理に困難を感じている方に食事を届け、孤独感の解消を図るとともに、利用者の安否確認を実施する。	長寿支援課
	緊急通報システム運営事業	一人暮らしや高齢者世帯等で、急病や災害等の緊急時にボタンを押すと協力員により対応を行うシステムの設置・運営を行う。対象者への連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用することができる。	長寿支援課
	認知症高齢者見守り事業	要介護者が独居または高齢者世帯で、介護サービスの支給限度額内では在宅生活が維持できない人に対して限度額を超えてヘルパーを派遣し、見守りや家族の支援をおこなう。	長寿支援課

4 高齢者の社会参加と孤立化の予防

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	高齢者生きがい推進事業	・88 歳の方、100 歳の方に挨拶状及び 祝金を、市内長寿上位 3 名に祝金を贈呈する。長生きをする目標となることで自殺リスクの軽減を図る。 ・高齢者クラブ活動事業補助金交付要綱等に基づき、単位高齢者クラブ及びいいだシニアクラブ連絡会に活動補助金を交付する。高齢者の生きがいづくりを支援することで、自殺リスク軽減を図る。	長寿支援課
	生きがいデイサービス	一人暮らしまたは日中一人暮らしになる方で、要介護状態になりそうな方に対し、デイサービスセンターや老人福祉センターで機能訓練、リクリエーションを実施し、介護予防と閉じこもり予防を図る。	長寿支援課
	高齢者健康づくり事業	高齢者のフレイル介護予防を目的とした定期的な教室の開催 軽い運動や交流等によりフレイルを始めとした心身の不調を予防し、介護予防を行う。高齢者の社会参加の場でもあり、参加者の状況を把握し、必要に応じて専門機関と連携を行う。 ・転倒予防教室(健脚大学、ウエルビクス教室) ・認知症閉じこもり予防(いきいき教室)	保健課

重点施策 3 生活困窮者対策

生活困窮の背景は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等の多様な問題を複合的に抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向にあります。生活困窮者自立支援制度に基づいた経済や生活面の支援のほか、それ以外の問題である心身の健康や人間関係等の様々な問題に対して適切な支援につなげ、社会的に孤立しないような環境を整えることが重要となります。

また、生活困窮につながりやすい失業者や無職者への働きかけについて、重点施策 1「勤務・経営対策」と合わせて検討・推進していく必要があります。

1 生活困窮者自立支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	自立相談支援事業	飯田市社会福祉協議会に委託 飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」を開設 ワンストップ型の相談窓口として、一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を作成 就労に関する相談を中心としながら、生活上のトラブル、ひきこもりを含む家族問題等の課題に対し、総合的な相談を受け、様々な機関と連携し、自立に向けた支援を実施	福祉課
	家計改善支援事業	飯田市社会福祉協議会に委託 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援	福祉課

2 生活困窮を抱えた自殺のハイリスク者に対する個別支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	市税減免申請の受理及び調査業務	飯田市税減免要綱に該当する納税者からの災害、生活保護、生活困窮等を事由とする市税減免申請の受理、聞き取り及び調査を実施	税務課
	納税相談	経済的理由による納税方法の相談や状況に応じた支援窓口の紹介	納税課
	住居確保給付金	離職等によって住居を失った方、または失う可能性のある方に対し、就職活動等を条件に、一定期間家賃相当額を給付	福祉課

	一時生活支援事業	住居喪失者に一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供	福祉課
	生活保護施行に関する事務	・生活保護の申請受理 ・各扶助費支給 ・申請者の抱える課題の把握と適切な支援先と連携した課題解決に向けた支援	福祉課
	浮浪者行旅病人及び行旅死亡人援護事業	・浮浪者に対し移動用の旅費食費計 510 円を支給 ・冬季等でやむを得ない場合の宿泊保護 ・行旅死亡人及び葬儀を執り行う者のいない者に対する葬儀等の執行	福祉課
	資金貸付事業	飯田市社会福祉協議会に委託 緊急的な生活費の不足に対して、迅速かつ低利での生活資金の貸付 困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、適切な支援先につなげる。	福祉課
	保育料等納入相談	経済的理由により保育料の滞納がみられる家庭に対しての保育料納入相談や、状況に応じた支援窓口の紹介	子育て支援課
	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭が自立し、生活の安定を図るため就業に必要な高等技能資格取得(看護師等)及び就業に有利な能力開発のための資格取得に対し給付金を支給する。 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金 ・母子家庭高等職業訓練促進給付金	こども家庭課
	長野県母子父子寡婦福祉資金の貸付相談	・ひとり親家庭の父母に対し、就労、就学、生活、住宅に必要な資金の貸付の相談、受付。 ・奨学金やその他の貸付についての情報提供。 ・貸付相談を行う中で家庭の抱える問題を把握した場合は適切な支援に繋ぐ。	こども家庭課
	母子生活支援施設措置事業	生活困窮等により支援を求める母子を、必要に応じて母子生活支援施設へ入所させ、早期に自立が出来るよう支援する。	こども家庭課
	母子家庭ショートステイ事業	居所がない母子に対して一時的に宿泊場所を提供し、自立生活の回復を図る。	こども家庭課
	国民健康保険に関する事務及び相談	国民健康保険の課税、給付に係る相談対応等 ・生活面で課題を抱え、保険税の納付が困難である相談を受けた場合、必要に応じて支援機関につなげる。	保健課
	医療費の一部負担金についての相談(後期高齢者医療制度)	後期高齢者医療保険加入者の医療費の一部負担金、高額療養費についての相談 生活面での課題を抱え、一部負担金の支払いが困難である相談を受けた場合、必要に応じて支援機関につなげる。	保健課
	医療費の一部負担金についての相談(国民健康保険)	国民健康保険加入者の一部負担金、高額療養費についての相談を行う。 生活面で課題を抱え、一部負担金の支払いが困難である相談を受けた場合、必要に応じて支援機関につなげる。 入院、手術等により1ヶ月の一部負担金が高額になる場合、申請により限度額適用認定証を交付する。	保健課
	福祉医療費資金貸付制度	市町村民税非課税世帯の福祉医療費受給者を対象として、医療費の一部負担金のうち、福祉医療費対象分を貸付 ・健康問題は、自殺に至る主な理由の 1 つであり、相談・申請に訪れる方は金銭面でも困難を抱えている可能性が高いため、必要に応じて専門の支援を行う部署及び機関につなげる。	保健課
★	災害障害見舞金・災害弔慰金	「災害弔慰金の支給に関する法律」(昭和 48 年法律第 82 号)により自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が市町村、県、国の三者負担により生計維持者 500 万円以内、その他の者 250 万円以内を支給する。	危機管理課
★	被災者生活再建支援制度	「被災者生活再建支援法」(平成 10 年法律第 66 号)により、被災者生活再建支援金を世帯へ生活の早期再建のために支給する。	危機管理課
	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学費用の援助が必要な要保護・準要保護世帯の児童生徒及び特別な支援が必要な児童生徒の世帯の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を支給 ・就学扶助、給食扶助、医療扶助、特別支援教育就学奨励費 等	学校教育課
	学校給食費の徴収事務	学校のみでは徴収が難しい場合の、保護者への納付依頼及び保護者の申出による給食費の児童手当からの徴収 ・徴収にあたっては学校及び関係部署と情報共有を行い、児童生徒及び保護者の抱える課題を把握することができる。	学校教育課

3 生活困窮につながる要因の解決につながる支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	消費生活センター事業	消費生活センターの設置及び運営 ・悪質な勧誘、契約トラブル、電話でお金詐欺（特殊詐欺等）の犯罪被害、多重債務等に関する相談 ・悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺等）の被害を防ぐため、消費者への啓発及び教育の実施	市民課
★	福祉まるごと相談	様々な課題を抱えており、複数の部署で連携が必要な相談について、専門機関と連携しながら困りごとの解決に向けた支援を行う。ひきこもりや 8050 問題をはじめ、どこに相談したらよいかわからない困りごとについても対応する。	福祉課
	地区担当保健師による健康相談	地区自治振興センターに地区担当保健師を配置 ・あらゆる年代の相談に気軽に応じる体制の整備 ・面接、訪問、電話による心身の健康相談に応じ、関係機関と連携した継続支援を実施	保健課
	患者相談窓口の設置	患者及びその家族が抱える課題について適切に対応する相談窓口を設置 ・訪問看護やリハビリ、介護のサービス等を対象とする「在宅療養や介護サービス相談窓口」 ・通入院、疾患等に関する医学的質問、診療費、社会復帰援助等、幅広く対応する「患者相談窓口」等	市立病院 地域医療連携課

重点施策 4 妊産婦・こども・若者対策

厚生労働省による人口動態統計によると、15 歳から 39 歳までの若年層の死因の 1 位は自殺であり、そのような国は先進国の中では日本のみであることから、極めて深刻な問題とされています。SNS の普及などインターネット時代特有の課題などが、今後若者の自殺に影響を大きく及ぼすことが予想されます。また長野県でも平成 29 年から令和 3 年の 5 年間に於いて、15～19 歳、20 歳代および 30 歳代における死因の第 1 位が自殺となっています。特に 20 歳未満の自殺死亡率は 4.26 となっており全国 3.18 と比べて高い水準にあることから、こどもの自殺対策が喫緊の課題となっています。飯田市においても若者の自殺対策は重要であり、こどもの頃からの自己肯定感の向上への取組や居場所づくり、社会人となってからのケアなど、ライフスタイルや生活の場に応じた対応が必要とされるため、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携した取組や支援を推進します。

また第 1 次計画で施策を展開してきた「妊産婦・子育て対策」も継続して支援に取り組むものとします。予期せぬ妊娠等による身体的・精神的な悩み、産後うつなどの心身の不調や育児不安を抱える方も少なくありません。また、新型コロナ禍で顕在化してきた子育て中の女性の雇用問題、ハラスメント問題など様々な困難や課題に寄り添ったきめ細やかな相談支援体制を整えていきます。

1 妊産婦・子育て世代を対象とした支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	母子健康手帳交付及び妊婦健診	健康管理がより重要となる妊婦、経済的な理由等により健診を受診しない妊婦もいるため、母子健康手帳交付時の母子保健コーディネーターによる相談等の機会を通し、本人や家族の状態を把握し、必要な場合には専門機関による支援につなげる。	保健課

妊婦及び家族への支援	妊娠、出産、育児についての交流会や、保健師及び助産師との学習会を開催。産前の不安やストレスを軽減し、事業を通して本人や家族の状態を把握し、必要な場合には専門機関による支援につなげる。 ・パパママ教室の開催 ・各種学習会の実施 ・妊娠、出産等に関する相談 ・妊娠届出時の母子コーディネーター・保健師等による面接	保健課
母親の産後ケア及び育児相談	出産後、母親の身体的な回復や心理的な安定目的として、必要な助言・指導及び適切な機関による支援を実施 ・授乳、育児相談助成事業の実施 ・産後家事支援事業の実施 ・宿泊型の産後ケア事業の実施 ・育児全般に関する悩み相談	保健課
産後うつ予防及び早期発見、新生児への虐待予防等を目的とする産婦健康診査の実施	産後うつの予防や早期発見、新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月出産後間もない時期に対する健康診査を実施。母体の身体機能の回復、授乳状況を把握するとともにエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）による問診等から産後うつの疑いを判定し、支援が必要と認められた場合、育児相談、産後ケア等へつなげる。	保健課
2か月児訪問	市内在住の2か月児及び保護者に対し、保健師による家庭訪問を実施。訪問内容には、育児チェックリスト、産後うつ質問票等を加え、産後うつの評価を行う。また、訪問の中で支援が必要と認められる場合には、すみやかに専門の支援を行う部署及び機関につなげる。 ・2か月児の身体計測、発育・発達確認 ・育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんの気持ち質問票 ・育児相談 ・乳幼児健診、予防接種、母子保健制度の説明等 ・2か月児を取り巻く生活環境等の確認	保健課
乳幼児健診	保護者がこどもの発育や発達について客観的に確認でき、育児の見通しを持てる機会とすることを目的として乳幼児健診ならびに相談の実施。	保健課
乳幼児発達相談	こども家庭課と連携 母親の負担や不安感の軽減を目的として専門家や保健師等による保護者からのこどもの発達に関する相談を実施。	保健課
こども福祉医療費給付制度	こどもを産み育てやすい環境の充実に目的とし、0歳～18歳の年度末までを対象に、医療機関で支払う保険適用の医療費について、受給者負担金分を除いた自己負担分を助成	保健課
ファミリー・サポート・センター運営事業（育児支援）	育児サポートは協力会員の自宅でこどもを預かり、支援する地域互助事業の運営。支援の他、センターの運営を通し、個別に抱える課題等を把握した場合、専門機関と連携し、適切な支援を行う。（市社会福祉協議会委託事業） ・保育施設開始前後、長期休業中、軽度の病気時のこども預かりなど。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	市内12カ所に配置している地域子育て支援拠点（つどいの広場・全か所民間運営）において、子育て親子が気軽に立ち寄り、親子交流や情報交換のほか子育て相談の場を提供する。	子育て支援課
保育料の独自軽減	子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、市の独自基準を設定して保育料（利用者負担）を軽減する。 国基準5階層⇒市基準8階層 国基準8階層⇒市基準11階層 ・あわせて、18歳未満のきょうだいがいる世帯への多子世帯軽減を実施。	子育て支援課
子育て支援事業	・子育て支援の中核機関として、子育て家庭が孤立せずに安心して子育てができるよう、市民と行政が協働して子育て家庭を社会全体で応援する仕組みづくりを進めることを目指して保護者及び関係機関とのネットワークを推進し、こどもと家庭に関する総合相談を関係機関と協力しながら実施。また、情報発信とさまざまな主体による子育て支援事業を実施。 ・就学前の親子が寄り集まれる場として「キッズルーム」を設けスタッフが常駐。親子で一緒に遊びながらと交流することで、子育て等に関する相談を行うきっかけにつなげる。	こども家庭課

	養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭、子育ての行き詰まりが心配される家庭に対して、家庭児童相談スタッフによる訪問育児指導や、養育支援家庭訪問員の訪問による育児・家事支援を実施。	こども家庭課
	子育て短期支援事業	保護者の病氣・出産・看護・冠婚葬祭・就労などの理由により、家庭でこどもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・育児疲れなどの場合に、一時的に一定期間市内の乳児院や児童養護施設において宿泊を伴った養育・保護を実施。児童及びその家族の福祉の向上を図る。	こども家庭課

2 社会によるこども・若者の健全育成にかかる取組

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	こども食堂活動団体のイベントの後援	こどもに対する食の支援や居場所の提供を行う団体のイベント活動について、求めに応じて市が後援を承認することについて具申。	こども家庭課
★	中学生への啓発	こころの健康に関する相談窓口の周知を目的とした啓発を行い、若年層の自殺率低下を目指す。 相談窓口の掲載された啓発品を配布。SOS の出し方に関する教育と合わせて実施するなど、配布時期や方法は中学校と相談しながら行う。	保健課
★	高校生への啓発	こころの健康に関する相談窓口の周知を目的とした啓発を行い、若年層の自殺率低下を目指す。 当市の実績を分析しながら時期を選定し相談窓口の掲載された啓発品を配布。	保健課
	出前健康講座の実施	市立病院職員による、保健、福祉、医療に関する知識向上と健康増進を目的とした出前講座の実施。自治会、シニアクラブ、学校、保育所、企業、福祉関係等が対象。 ・学校、保育園を対象にいのちの大切さを学ぶ講座を実施	市立病院 地域医療連携課
	飯田市 PTA 連合会事業	飯田市 28 小中学校で構成される PTA 連合会の運営 ・ネットトラブル等こどもたちが抱える課題に関して PTA を対象とする学習会を実施 ・単位 PTA 会長会における課題や注意喚起等の情報交換	学校教育課
	こどもの安全対策	防犯、災害及び交通安全等の対策を実施。発生を防止することにより犯罪及び交通事故被害による本人及び家族の自殺リスクを防ぐ。 ・学校単位で災害、事件事故注意喚起等の情報を発信する、学校安心・安全メールシステムの管理及び運営 ・通学路アクションプログラムによる通学におけるこどもの安全の確保 ・民間と連携した防犯ブザーの配布及び防犯教育の啓発 ・こども見守り隊、地域を守る安全の家等、地域と連携した、児童生徒の見守り	学校教育課
	飯田市青少年問題協議会の開催	青少年に係る重大な問題が発生した際に、青少年問題協議会を開催し、関係者により対策を協議する。	生涯学習・スポーツ課
	青少年育成センター事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業を実施する青少年育成センターの設置・運営 ・青少年健全育成のための広報啓発活動 ・委員による情報交換	生涯学習・スポーツ課
	キャリア教育の推進	変化の激しいこれからの時代を生き抜くために、地球規模で物事を考える広い視野と、生まれ育った地域に誇りと愛着を育み、地育力を活用した体験的な学びを、幼児期から高等教育期まで発達段階に応じて切れ目なく推進し、自らの生き方を主体的に切りひらき、人とつながり合っていくための力を育む。 ・市内中学生を対象とした結いジュニアリーダー育成講座の実施や職場体験学習の支援 等	学校教育課 生涯学習・スポーツ課
	高校生等次世代人材育成事業	高校生等が、地域の歴史・文化・産業を知り、様々な自治活動を支える人々に学ぶ取組を通して、地域への愛着と誇りを持つとともに自身の生き方を考え、主体的に行動できる人材を育む学習活動を支援・実施する。 ・高校生講座、地域人教育 等	公民館

3 こどもの成長過程において抱える課題に対する支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
★	こどもの未来応援事業	・ヤングケアラー相談員、子供未来応援相談員の配置により、困難を抱えるこども等の相談に応じる。 ・ヤングケアラーの実態を把握し、支援につなげる。 ・こどもの貧困対策として、課題に応じて専門機関等の支援につなげる。	こども家庭課
	児童虐待防止対策事業	・児童福祉法第25条に基づく「要保護児童対策地域協議会の調整機関」として、児童虐待通告を受け、緊急性の判断などを含む受理会議を開催。 ・こどもの安全管理など情報収集し、調査に基づいて「飯田市子育て支援ネットワーク協議会」による支援の実施及びケース管理を行う。	こども家庭課
	飯田市小中連携・一貫教育事業	- 義務教育9年間を通した一人ひとりのこどもの成長に目を向けた一貫性のある指導や施策の実施 ・小中学校の円滑な連携を目的とした中学校区単位での教育支援指導主事の配置 ・有識者、地域関係者、学校関係者、保護者等で構成される推進委員会の設置及び運営 ・小学校間交流、教師による出前授業など、多様な交流活動の推進 ・「ふるさと学習」や「体験学習」など小中学校9年間の一体的、系統的な学びの推進 ・学力定着状況を把握、分析し、授業改善を行う取組への支援等	学校教育課
	いじめ防止対策	「飯田市小中学校いじめ対策指針」を中心に、学校と連携し教育相談室、アンケート調査、支援施設等を活用しいじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防 ・飯田市小中学校いじめ対策指針及びマニュアルの点検及び見直し ・教育相談室による学校と連携した対応 ・いじめ防止及び相談機関の紹介等の啓発 ・学校における相談窓口の設置やアンケート調査の実施 ・中間教室及び民間団体との連携等	学校教育課
	SOS の出し方に関する教育	- 保健課連携 - 困難やストレスに直面した児童生徒が、家族や先生以外に助けを求める方法を身に付けるための教育及び啓発事業の実施 ・自殺予防啓発等、こどもたちがSOSを発信しやすい環境づくり ・保健師等による学校におけるSOSの出し方に関する教育の実施	学校教育課 保健課
	不登校対策	- 不登校の防止及び不登校となった児童生徒の心のケアと復帰に向けた支援の実施 ・教育相談室、教育支援センター、教育支援指導主事による学校と連携した対応 ・中間教室の設置及び適応指導員を配置することにより、在籍校への通学が困難な児童生徒及び保護者への適切な指導等を実施 ・不登校児童生徒の未然防止等に関するスリンプル・プログラム研修の実施 ・不登校児童生徒対象の体験学習活動の実施 ・教育支援センターによる民間団体等との連携による不登校児童生徒の学校への復帰や自立支援の実施 ・不登校児童生徒を受け入れているフリースクール等への助成	学校教育課
	情報モラル教育	- SNS等による不適切な書き込みや交流により、いじめ、非行につながることで、自殺リスクが増大する可能性を考慮し、情報ネットワークの有効性と危険性を正しく理解し、適正に活用するための取組を専門機関と連携して実施 ・情報リテラシー、ネットトラブル防止学習会 ・児童生徒、保護者、教職員からの、ネットトラブルに関する相談対応	学校教育課
	学校満足度調査	- 学級経営の改善やいじめ、不登校、問題行動などの未然防止を目的に、児童・生徒の心理面や、学級の状況等を把握するための調査にかかる費用を負担。研修会や、支援が必要となるケースの資料としても活用。 ・学校が実施するQ-U、hiperQ-U等調査に係る費用の一部負担 ・Q-U、hiperQ-Uにかかる教職員対象の研修会の実施	学校教育課

4 若者を対象とした、社会生活への支援

新規	取組事業名	事業内容	担当課
	新社会人育成講座	地元企業への就職を予定している高校 3 年生を対象に、新社会人としての心構えを育み、就職後も前向きに社会人生活を始められることを目的とした講座の実施	産業振興課
	高校生と地元企業とをつなぐ事業	高校生と地元企業が交流できる場を設け、企業の認知度を高めることにより、地元企業が将来の就業先の選択肢となる取組。	産業振興課
	ジョブカフェいいた若年者就活相談	・若年者を対象に、毎月第 2・4 木曜日にキャリアコンサルタントによる就職活動に関する個別相談を実施 ・自分が興味や関心がある職業を検査できるパソコンを用いた職業興味検査を随時実施	産業振興課

重点施策 5 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は再企図の可能性が高く、自殺のハイリスク者と言われ様々な支援が必要とされています。自殺未遂の背景には様々な社会的問題が潜んでいることも多いことから、支援機関の連携を促進し、自殺未遂者の心のケアを実施するなど、総合的な支援を行う自殺未遂者への支援の体制整備を図ります。

1 自殺未遂者や家族等への相談体制の充実

- ・面接、訪問、電話相談等による自殺未遂者への支援を行う。
- ・自殺未遂者について対応困難な事例があった場合は、精神保健センターや保健福祉事務所と連携しながら適切な指導、助言等の支援を行っていく。

2 自殺未遂者や家族を支える仕組みの構築

- ・保健福祉事務所主催の市町村自殺対策担当者情報交換会等に参加し、近隣町村と一体となり取り組んでいく。
- ・地域における既存の協議会等の会議体を活用し、二次医療圏域での自殺未遂者支援ネットワーク作りが行えるように保健福祉事務所と連携していく。
- ・自殺未遂者の医療機関退院後も継続して支援を行えるよう、医療機関等との連携体制の構築を図る。
- ・救急搬送された自殺未遂者に対して、身体的治療に加えて精神科病院へのつなぎや自治体における心のケア等を行う仕組みづくりを医療機関と連携し構築する。

新規	取組事業名	事業内容	担当課
☆	自殺未遂者支援ネットワーク構築のための分科会	保健福祉事務所と連携し、自殺対策推進協議会等の既存の会議体を活用し、二次医療圏域での自殺未遂者支援ネットワーク作りについて検討する。	保健課

第6章 飯田市の自殺対策推進体制

市役所内部には飯田市自殺対策庁内会議、飯田市全体の横断的な組織としては飯田市自殺対策推進協議会をそれぞれ設置し、自殺対策に努めています。

この2つの組織において、自殺予防対策における課題や「誰も自殺に追い込まれることのない飯田市」の実現に向けた取組の視点や実施状況、効果等について検証し、本計画の総括的な評価を行っていきます。

1 飯田市自殺対策推進協議会

総合的な対策事業へ進化させていくためには、幅広い分野における人材の協力による自殺対策への取組の推進が必要となります。行政、団体、地域の連携を強化し、自殺対策を効果的に推進するため、「飯田市自殺対策推進協議会」を設置しています。

庁内の関係部署や地域関係機関が自殺対策に関し共通の認識を持ち、連携協働するネットワークを構築し、自殺予防の啓発活動を総合的かつ効果的に取り組むことができるよう、飯田市自殺対策推進協議会を開催しています。

協議会委員構成メンバー

会 長	飯田市長
地域関係機関	飯伊地域産業保健センター 飯田商工会議所 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会 飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田） 長野県弁護士会飯田在住会 飯田市公民館長会 飯田市民生児童委員協議会 飯田市小学校養護教諭部会 飯田市中学校養護教諭部会 飯伊地区高校養護教諭研究会 飯田市立病院 飯田医師会うつ病対策委員会 飯田警察署 飯田広域消防本部
庁内関係部署	飯田市自殺対策庁内委員
アドバイザー	飯田保健福祉事務所（健康づくり支援課）

2 飯田市自殺対策庁内会議

市職員一人ひとりが自身の関わる通常の業務が自殺対策につながっており、誰もがゲートキーパーになりうるという意識を持ち業務に関わることが飯田市の自殺対策を総合的かつ効果的

に推進するためには重要となります。「支援を行うそれぞれの部局等において、本計画の趣旨をふまえ「生きることの包括的な支援事業」だけでなくすべての事業が自殺対策に関係するという視点及び意識を持った中で各事業の実施に取り組みが実施できるよう飯田市自殺対策庁内会議」を設置しています。

庁内会議構成メンバー

所属部署名	係名
福祉課	生活困窮者自立支援担当、重層的支援係
長寿支援課	長寿支援係、基幹包括支援センター係
産業振興課	産業人材係、金融政策係
こども家庭課	こども相談係、家庭係
子育て支援課	子育て支援係
納税課	収納係
共生・協働推進課	多様性社会推進係
市民課	消費生活係
学校教育課	教育企画係
保健課	保健指導係、健康推進係

第7章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」の4段階によるPDCAサイクルを推進し、関係部署や関係機関等と連携しながら、本計画の推進を図っていきます。

本計画の取組状況や評価指標については、事務局である保健課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。庁内関係部署が取り組んでいる事業の中で自殺予防に関連する事業を「飯田市生きることの包括的支援事業一覧」(第8章 資料編 34 ページから 40 ページ)として毎年取りまとめを行い、進捗状況を把握することで包括的な自殺予防対策を推進していきます。

第8章 参考資料 飯田市 生きることの包括的支援事業 一覧

※新規欄の「★」は第1次計画策定後に追加された事業、「☆」は今後実施予定の事業

No.	施策	施策 番号	新規	取組事業名	事業内容	担当課
1				庁内案内業務	本庁総合案内窓口コンシェルジュを配置。相談に訪れた来庁者の相談内容を聞き取り、適切な窓口案内し、来庁者の負担を軽減する。 また、電話交換手も相談内容を聞き取り、適切な担当への取次ぎを行う。	総務文書課
2	重点	3-2		市税減免申請の受理及び調査業務	飯田市税減免要綱に該当する納税者からの災害、生活保護、生活困窮等を事由とする市税減免申請の受理、聞き取り及び調査を実施	税務課
3	重点	3-2		納税相談	経済的理由による納税方法の相談や状況に応じた支援窓口の紹介	納税課
4	基本	4-1		自治振興センター 団体活動支援事業	まちづくり委員会をはじめとした地域が実施する交流会等の活動への支援の実施。在宅介護者及び独居高齢者等とのつながりを持つことで孤立化や悩みを抱え込むことへの防止につなげる。	地域自治振興課
5	基本	3		窓口対応における自殺リスク等の把握	窓口対応において自殺リスクを想起させる言動、相談があった場合の、支援事業実施主体となる部署への連絡、連携の実施	地域自治振興課 市民課
6	重点	1-2		ワークライフバランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした事業所等への働きかけ ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催や事業所への支援事業の実施	共生・協働推進課
7	基本	4-2		人権尊重・啓発	・差別、いじめ、虐待等で悩んでいる市民への人権相談の案内 ・人権尊重のための啓発事業の実施	共生・協働推進課
8	基本	4-2		外国語相談窓口	外国人住民に対し、中国語、ポルトガル語、タガログ語、英語による相談窓口を設置し相談対応及び支援事業実施主体となる部署への連絡、連携を実施。外国人住民は日本語を習得していないことも多く、地域から孤立することもあり課題が表面化しづらいため、窓口での相談により潜在的なリスクを察知し、早期に支援に繋げることができる。	共生・協働推進課
9				通訳者の派遣	福祉・介護・医療をはじめとして、手続き等に通訳を必要とする外国人の方の支援として通訳者を派遣する。	共生・協働推進課
10	重点	3-3		消費生活センター事業	消費生活センターの設置及び運営 ・悪質な勧誘、契約トラブル電話でお金詐欺(特殊詐欺)の犯罪被害、多重債務等に関する相談 ・悪質商法や電話でお金詐欺(特殊詐欺)の被害を防ぐため、消費者への啓発及び教育の実施	市民課
11	基本	4-2		環境苦情の対応	自殺に至る背景には、騒音や悪臭等の環境問題が原因となる可能性がある。環境課に寄せられる苦情相談において、もし自殺リスクを想起させる言動や兆候があった場合は、適切な支援機関に情報提供し、必要に応じて支援機関と連携してリスク回避に取り組む。	環境課
12				犯罪被害者支援	犯罪被害者及び犯罪被害者支援センターの運営への支援	福祉課
13				地域福祉計画の策定	・隣近所、まちづくり委員会、などが身近な相談・見守り・声かけなどの簡易なボランティア活動を自発的に行う共助をキーワードとした、福祉のまちづくりを推進する計画である。 ・重点事業のひとつに「見守り支え合いの仕組みづくり」を掲げ、社会全体で地域福祉を推進する仕組みの構築を目指す。	福祉課
14				地域福祉コーディネーターの配置 (飯田市社会福祉協議会への委託事業)	・地域福祉コーディネーターによる、各地区まちづくり委員会の地域活動との連携、地域課題の解決への取組 ・地域福祉計画の目指す「みんなが生き生きと暮らしていける地域社会」の実現に向けた、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動への支援	福祉課
15	基本	3		住民支えあいマップの作成・更新 (飯田市社会福祉協議会への補助事業)	飯田市社会福祉協議会が展開する地域支え合い活動推進事業 ・各地区まちづくり委員会を中心に見守り活動や災害時の支援活動を行うためのツールとして、高齢者や障がい者等の要支援者と支援者・医療機関・危険箇所等を配置したマップの作成	福祉課
16	基本	3		見守りネットワークの構築	・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進するためのネットワーク体制の構築 ・民間事業者等と飯田市が見守り協定を締結し、各地区まちづくり委員会や飯田市社会福祉協議会とも協働した見守り体制	福祉課
17				移動制約者に対する支援	・福祉有償運送(公共交通機関によっては十分な移送サービスが確保できないと認められる要介護者、障がい者等に対する輸送サービス)を全市的に展開する。	福祉課
18	重点	2-3		ごみ出し困難世帯に対する支援	ごみ出し困難世帯に対し、親族や近隣の協力者の他、地域活動組織や社会福祉事業者等多様な主体による支援の実施	福祉課
19	基本 重点	3 2-3		民生児童委員活動	・訪問活動等による、高齢者・障がい者等の安否確認の実施 ・高齢者、障がい者等からの相談対応及び関係機関との連携や支援サービスの情報提供	福祉課
20	基本	4-1		更生保護活動	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、そして、犯罪や非行経験者の立ち直りを支える活動の実施 ・毎年7月を『社会を明るくする運動』の強調月間として活動を推進している。(主な取組は、愛のはがき募金、街頭啓発活動、ケース研究会、中学生対象講話会、地区講演会、小中学生作文コンテスト)	福祉課
21				福祉企業センターによる就労支援	・就業能力の限られている者等に対して、就労又は技能の修得のため必要な機会及び便宜を与えることにより、その自立を助長し、もって市民の福祉の向上に資するため、市内6箇所に設置している。 ・身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と、これに準ずると市長が認めた者は施設を利用することができる。	福祉課
22	基本	4-2	★	総合相談(心配ごと相談)事業 (飯田市社会福祉協議会への委託事業)	広く市民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言、指導を行うほか、相談内容に応じて、関係機関や専門家へ相談を引き継ぎ、問題解決を援助する。 ・「一般心配ごと相談」…悩みや心配ごとについてに対する相談に、職員が対応。 ・「特別心配ごと相談」…法律に関連した相談に、裁判所書記官OB等の専門相談員が対応。 ・「法律相談」…法律上の専門的な相談に、弁護士が対応。 ・「女性のための法律相談」…女性の人権擁護を目的として、離婚、親権、男女間トラブル等の相談に、弁護士が対応。	福祉課
23	基本	4-1		ふれあいサロン設置事業 (飯田市福祉協議会への補助事業)	飯田市社会福祉協議会が促進する地域支え合い活動推進事業 高齢者が気軽に世間話をしたりできるよう、地域住民が小地域で定期的に取り組むサロン活動。個別の課題等を把握した場合、地域福祉コーディネーター等を通じて専門機関と連携し、適切な支援につなげる。	福祉課
24	重点	2-3		ファミリー・サポート・センター運営事業 (生活支援) (飯田市社会福祉協議会への委託事業)	生活上の援助を必要とする高齢者等からの依頼に応じて支援者を派遣。個別に抱える課題等を把握した場合、専門機関と連携し、適切な支援を行う。 ・食事作り、掃除、洗濯、買い物の付き添い、話し相手、安否確認 等	福祉課
25				総合支援給付事業	障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法によるサービス費の給付を実施 ・自宅や障がい者支援施設等における必要な介護の提供 ・ライフステージに応じ自立した社会生活を営むための支援 ・医療費における患者負担額の軽減 ・日常生活の向上を図る補足装具の購入や修理等の費用の支給	福祉課
26				地域生活支援事業	障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法による「地域生活支援事業」のサービス費の給付を実施 ・創作的活動、生産活動の提供や社会との交流の促進を図る場の提供 ・屋外での移動が困難な障がい児・者の外出支援 ・障がい児・者の日中における活動の場の確保、介護者を行う家族の支援 ・訪問による居宅での入浴サービスの提供 ・日常生活の便宜を図る日常生活用具の購入費用の支給	福祉課
27	基本	4-1		障害児支援事業	身近な地域での早期療育を進めるため、障がい児や発達の遅れが認められる児童の状態に応じたサービス等利用計画に基づき、児童福祉法で規定する障害児通所支援サービス費を給付 ・未就学の障がい児に対する、基本的な動作や集団生活への適応訓練等の実施 ・学校在学中の障がい児に対する、放課後等に自立促進支援等の実施 ・障がい児や保育所等のスタッフに対する、専門的支援の実施	福祉課
28	基本	4-1		障がい者相談支援事業	障がい者及びその家族等介護者からの相談に応じた、情報提供及び必要な支援の実施 ・相談窓口：「飯伊圏域障がい者総合支援センター」	福祉課
29	基本	3		南信州広域連合地域自立支援協議会への参加	障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置。飯伊障がい福祉圏域の市町村が共同で立ち上げ、地域ネットワークの中心としてその役割を担う。	福祉課
30				コミュニケーション支援事業	聴覚、言語障害、音声機能、視覚の他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の派遣を行い、仲介して意思疎通の円滑化を図ります。	福祉課
31	基本	4-1		社会参加促進事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に実施 ・点字、音声訳等により、市の広報等の提供 ・手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点字奉仕員の養成	福祉課

No.	施策	施策番号	新規	取組事業名	事業内容	担当課
32	基本	4-1		自発的支援活動支援事業 (精神障がい者家族支援事業・ピアサポート活動支援事業)	・精神障がい者の自立した地域生活を推進し、その家族が安心して生活できるように支援する活動への助成 ・障がい当事者の視点から、地域での自立生活を捉えたピアサポート活動に対する支援活動の助成	福祉課
33				障害者虐待防止対策事業	・障害者虐待防止センターの設置	福祉課
34				障がい者の日常生活支援事業	・重度心身障害者タクシー利用券交付 ・タイムケア事業(障がい者等を日常的に介護している家族のレスパイト) ・重度心身障害児通院費助成等	福祉課
35				重度心身障害児者福祉手当事業	著しく重度の障がい者を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい児・者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当金を支給 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過措置福祉手当	福祉課
36	基本	4-1		中国帰国者等生活支援事業	地域で孤立することなく、健康で安心な生活を送ることができるよう支援を行う。 ・対象者に中国残留邦人等支援給付金を支給 ・日本語教室や地域との交流事業、中国帰国者交流会を実施 ・自立支援通訳等の派遣	福祉課
37	重点	3-2		住宅確保給付金	離職等によって住居を失った方、または失う可能性のある方に対し、就職活動等を条件に、一定期間家賃相当額を給付	福祉課
38	重点	3-2		一時生活支援事業	住居喪失者に一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供	福祉課
39	重点	3-2		生活保護施行に関する事務	・生活保護の申請受理 ・各扶助費支給 ・申請者の抱える課題をの把握と適切な支援先と連携した課題解決に向けた支援	福祉課
40	重点	3-2		浮浪者行旅病人及び行旅死亡人援護事業	・浮浪者に対し移動用の旅費食費計510円を支給 ・冬季等でやむを得ない場合の宿泊保護 ・行旅死亡人及び葬儀を執り行う者のいない者に対する葬儀等の執行	福祉課
41	基本 重点	4-2 3-1		自立相談支援事業	飯田市社会福祉協議会に委託 飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」を開設 ワンストップ型の相談窓口として、一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を作成 就労に関する相談を中心としながら、生活上のトラブル、ひきこもりを含む家族問題等の課題に対し、総合的な相談を受け、様々な機関と連携し、自立に向けた支援を実施	福祉課
42	重点	3-1		家計改善支援事業	飯田市社会福祉協議会に委託 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援	福祉課
43	重点	3-2		資金貸付事業	飯田市社会福祉協議会に委託 緊急的な生活費の不足に対して、迅速かつ低利での生活資金の貸付 困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、適切な支援先につなげる。	福祉課
44	基本 重点	4-2 3-3	★	福祉まるごと相談	様々な課題を抱えており、複数の部署で連携が必要な相談について、専門機関と連携しながら困りごとの解決に向けた支援を行う。ひきこもりや8050問題をはじめ、どこに相談したらよいかわからない困りごとについても対応する。	福祉課
45	重点	4-1		ファミリー・サポート・センター運営事業 (育児支援)	育児サポートは協会の会員の自宅で子どもを預かり、支援する地域互助事業の運営。支援の他、センターの運営を通し、個別に抱える課題等を把握した場合、専門機関と連携し、適切な支援を行う。(市社会福祉協議会委託事業)	子育て支援課
46	重点	4-1		地域子育て支援拠点事業	市内12カ所に配置している地域子育て支援拠点(つどいの広場・全か所民間運営)において、子育て親子が気軽に立ち寄り、親子交流や情報交換のほか子育て相談の場を提供する。	子育て支援課
47				保育所等での教育・保育 ・保育所一日保育体験事業	・保育所等を活用しながら子育てを学び、子育てに対する不安やストレスを解消し、子育ての喜びや生きがいを感じていただくよう、子育て支援の相談や適切な関係機関に繋げていく。 ・保護者の方が、保育士の手伝いをしながら、広く子どもたちと触れ合う機会として行う「一日保育体験事業」を通じて自身の子育てにいかしていただく。	子育て支援課
48				保育所での未就園児と保護者への子育て支援交流事業及び育児講座	・乳幼児や保護者の方に園を開放し、園児とのかわりを通して子どもの発達や成長に関心を持ち保育園の様子を知ってもらう。 ・保護者間の関わりの場として交流を深め、ともに子育てを楽しめるよう育児のコツやヒントを得る機会を提供し、子育ての不安や孤立感の軽減を図る。	子育て支援課
49				病児保育事業	保護者が就労等により家庭で養護できない病児または病気回復期の児童(生後6月から小学6年生まで)を預かり、医療施設内の専用室で保育する。	子育て支援課
50	重点	4-1		保育料の独自軽減	子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、市の独自基準を設定して保育料(利用者負担)を軽減する。 国基準5階層⇒市基準8階層 国基準8階層⇒市基準11階層	子育て支援課
51	重点	3-2		保育料等納入相談	経済的理由により保育料の滞納がみられる家庭に対しての保育料納入相談	子育て支援課
52				児童扶養手当	母子・父子家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。	こども家庭課
53				死別父子・母子慰謝激励見舞金	配偶者と死別した父子または母子家庭に対し慰謝激励見舞金を支給する。	こども家庭課
54	基本	4-2		ひとり親家庭相談支援	母子父子自立支援員による相談支援(生活一般、児童、経済的支援、生活援護)により、必要な福祉サービスの提供や関係機関へ繋ぐなどにより、相談者の不安を取り除き、安心して生活できるよう支援を実施。	こども家庭課
55	重点	3-2		ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭が自立し、生活の安定を図るため就業に必要な高等技能資格取得(看護師等)及び就業に有利な能力開発のための資格取得に対し給付金を支給する。 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金 ・母子家庭高等職業訓練促進給付金	こども家庭課
56				ひとり親家庭福祉社会事業補助及びひとり親家庭学習支援事業補助	飯田市ひとり親家庭福祉社会が実施する親睦事業、学習支援事業を補助	こども家庭課
57	重点	4-2		こども食堂活動団体のイベントの後援	子どもに対する食の支援と居場所の提供を行う団体のイベント活動について、求めに応じて市が後援を承認することについて具申。	こども家庭課
58	重点	3-2		長野県母子父子寡婦福祉資金の貸付相談	・ひとり親家庭の父母に対し、就労、就学、生活、住宅に必要な資金の貸付の相談、受付。 ・奨学金やその他の貸付についての情報提供。 ・貸付相談を行う中で家庭の抱える問題を把握した場合は適切な支援に繋ぐ。	こども家庭課
59	基本	4-2		母子・家庭・女性相談事業	女性相談員が、女性からのさまざまな相談を受け、必要な福祉サービスの提供や関係機関へ繋ぎ、相談者の不安を取り除き、安心して生活ができるよう支援。男性からの相談にも対応する。	こども家庭課
60	重点	3-2		母子生活支援施設措置事業	生活困窮等により支援を求める母子を、必要に応じて母子生活支援施設へ入所させ、早期に自立が出来るよう支援する。	こども家庭課
61	重点	3-2		母子家庭ショートステイ事業	居所がない母子に対して一時的に宿泊場所を提供し、自立生活の回復を図る。	こども家庭課
62	重点	4-3	★	こどもの未来応援事業	・ヤングケアラー相談員、子供未来応援相談員の配置により、困難を抱えるこども等の相談に応じる。 ・ヤングケアラーの実態を把握し、支援につなげる。 ・こどもの貧困対策として、課題に応じて専門機関等の支援につなげる。	こども家庭課
63	基本	4-2		地域療育事業	障がいのある子どもの日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などや、保護者の障がいに対する受容の困難さに配慮した相談業務を実施	こども家庭課
64	基本	3		園小の連携推進事業	行政、保育所、認定こども園、学校など関係者同士が連携し、ケースに応じた子どもの発達にかかる関係者会議を実施。 ・発達に特性のある子どもの情報の把握・共有 ・園小接続のためのカリキュラム配布及び活用 ・学校と保育所及び認定こども園の連携による発達に特性のある子どもの支援体制の整備 ・保育所及び認定こども園関係者・学校関係者・行政関係者による推進委員会の開催	こども家庭課 学校教育課

No.	施策	施策番号	新規	取組事業名	事業内容	担当課
65	重点	4-1		子育て支援事業	・子育て支援の中核機関として、子育て家庭が孤立せずに安心して子育てができるよう、市民と行政が協働して子育て家庭を社会全体で応援する仕組みづくりを進めることを目指して保護者及び関係機関とのネットワークを推進し、子どもと家庭に関する総合相談を関係機関と協力しながら実施。また、情報発信とさまざまな主体による子育て支援事業を実施。 ・就学前の親子が寄り集まれる場として「キッズルーム」を設けスタッフが常駐。親子で一緒に遊びながら交流することで、子育て等に関する相談を行うきっかけにつなげる。	こども家庭課
66	重点	4-1		養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭、子育ての行き詰まりが心配される家庭に対して、家庭児童相談スタッフによる訪問育児指導や、養育支援家庭訪問員の訪問による育児・家事支援を実施。	こども家庭課
67	基本	2		養育支援員養成講座	家庭育児に支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する支援や助言を行う養育支援家庭訪問員の養成。	こども家庭課
68	重点	4-3		児童虐待防止対策事業	・児童福祉法第25条に基づく「要保護児童対策地域協議会の調整機関」として、児童虐待通告を受け付け、緊急性の判断などを含む受理会議を開催。 ・子どもの安全管理など情報収集し、調査に基づいて「飯田市子育て支援ネットワーク協議会」による支援の実施及びケース管理を行う。	こども家庭課
69	重点	4-1		子育て短期支援事業	保護者の病気・出産・看護・冠婚葬祭・就労などの理由により、家庭で子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・育児疲れなどの場合に、一時的に一定期間市内の乳児院や児童養護施設において宿泊を伴った養育・保護を実施。児童及びその家族の福祉の向上を図る。	こども家庭課
70				地域包括ケアシステム構築への取り組み	地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制を目指す。地域のさまざまな人々の主体的な参画及び協働による包括的なネットワークにより、「生きることを支える支援」となる。	長寿支援課
71	重点	2-1		地域包括支援センターと成年後見支援センターの運営	・地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口として4法人に委託し市内6か所に設置しています。保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士により、総合相談支援事業や権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント等を実施し、高齢者が安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。 ・いいだ成年後見支援センターを設置し、飯田市社会福祉協議会に委託。成年後見制度利用や高齢者虐待防止、消費者被害の防止等により高齢者の保護を行い高齢者が安心して生活できるように支援する。	長寿支援課
72	基本	4-2		成年後見支援事業	判断能力が不十分な認知症者、知的障がい者、精神障がい者に対し、成年後見についての相談や手続きの支援等を行う。当事者との相談支援から、必要に応じて他機関と連携する等、安心して生活ができるように支援をする。	長寿支援課
73	基本	3		地域ケア会議の開催	民生委員や健康福祉委員をはじめとした地域住民と医療、介護、福祉の関係者で構成される地域ケア会議を開催し、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるように、個別及び地域課題の検討に取り組み、高齢者の包括的ネットワークの構築を図る。	長寿支援課
74	重点	2-2		介護相談	高齢者とその家族の介護に関する諸問題や介護保険等に関する総合相談を実施する。本人や家族が抱える課題の解決に向け、関係機関と連携して支援し、介護負担を事由とする自殺リスクの軽減を図る。	長寿支援課
75	重点	2-3		認知症相談及び認知症ケアパスの活用	認知症本人、家族等からの相談に対して、認知症初期集中チームや認知症地域支援推進員が「認知症ケアパス」を活用して支援する。【「認知症ケアパス」は認知症状や生活状況に応じて、利用できる医療や介護サービスについて情報をまとめたもの】	長寿支援課
76	基本	2		認知症サポーター養成講座	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域や職域で認知症の人や家族を温かく見守り、手助けする認知症サポーター養成講座を実施する。認知症への理解者が増えることにより、認知症の方やその家族の孤立を防ぐ。	長寿支援課
77	重点	2-2		認知症介護者のつどい	認知症介護者を対象として交流や情報交換、相談の場を設ける。これにより自殺総合対策大綱においての重点項目「支援者への支援」の強化を図る。	長寿支援課
78	基本	2		フレイル予防サポーター養成講座	各地区で実施する住民主体の介護予防事業「通所型サービスB事業」の運営サポーターの養成を目的として、飯田市社会福祉協議会に委託して年2回程度開催する。B事業では「支え手」「受け手」という関係を超えた地域住民のつながりが生まれ、高齢者の自立支援、生きがいづくりの場として活用する。	長寿支援課
79	重点	2-2		認知症カフェ運営	認知症本人や家族等が悩みを共有し、情報交換を行うことができる場として認知症カフェを設け、本人及び介護者の心身の負担軽減となるよう支援する。	長寿支援課 ゆうゆう
80	重点	2-4		高齢者生きがい推進事業	・88歳の方、100歳の方に挨拶状及び 祝金を、市内長寿上位3名に祝金を贈呈する。長生きをする目標となることで自殺リスクの軽減を図る。 ・高齢者クラブ活動事業補助金交付要綱等に基づき、単位高齢者クラブ及びいいだシニアクラブ連絡会に活動補助金を交付する。高齢者の生きがいづくりを支援することで、自殺リスク軽減を図る。	長寿支援課
81	重点	2-2		訪問理美容サービス及び寝具洗濯乾燥サービス	要介護3・4・5の方が自宅で理美容サービスを受けた場合に出長費用の一部を助成する。また、要介護3・4・5の方が使用している敷布団の丸洗い乾燥を行う。要介護者の衛生状態を良好に保ち、介護者の負担軽減を図る。	長寿支援課
82	重点	2-3		独居高齢者等配食サービス	栄養改善が必要な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯で調理に困難を感じている方に食事を届け、孤独感の解消を図るとともに、利用者の安否確認を実施する。	長寿支援課
83	重点	2-4		生きがいデイサービス	一人暮らしまたは日中一人暮らしになる方で、要介護状態になりそうな方に対し、デイサービスセンターや老人福祉センターで機能訓練、レクリエーションを実施し、介護予防と閉じこもり予防を図る。	長寿支援課
84	重点	2-3		緊急通報システム運営事業	一人暮らしや高齢者世帯等で、急病や災害等の緊急時にボタンを押すと協力員により対応を行うシステムの設置・運営を行う。対象者への連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用することができる。	長寿支援課
85	重点	2-2		介護者慰労短期入所事業	要介護3・4・5の方が7日以内の短期入所を利用した場合に、助成金を支給することで、介護者の負担軽減を図る。	長寿支援課
86	重点	2-2		介護者疲労回復事業	要介護3・4・5の方を介護している方がはり・灸、マッサージの施療を受ける又は市内の入浴施設を利用する場合に助成券を支給することで、介護者の負担軽減を図る。	長寿支援課
87	重点	2-2		在宅介護支援金支給	介護者の経済的な負担軽減を目的とし、低所得者世帯で要介護3・4・5の方を介護している方が年間180日以上在宅介護を行った場合に支援金を支給することで、介護者の負担軽減を図る。	長寿支援課
88	重点	2-3		認知症高齢者見守り事業	要介護者が独居または高齢者世帯で、介護サービスの支給限度額内では在宅生活が維持できない人に対して限度額を超えてヘルパーを派遣し、見守りや家族の支援をおこなう。	長寿支援課
89	重点	2-1		高齢者虐待防止ネットワーク 推進事業	高齢者の虐待防止や早期発見を目的とする、高齢者や養護者への支援の実施及び関係機関の連携体制の強化を図る。	長寿支援課
90	重点	2-2		介護老人福祉施設への入所手続事務	・特別養護老人ホームへの入所申込書の受付。 ・入所申込や相談時の聞き取りの中で、家庭等における問題や危険について察知することができた場合、必要な支援先につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。	長寿支援課
91	重点	2-2		介護保険給付に関する事務	給付手続き時の相談や聞き取りを、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用する。当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減につなげる。	長寿支援課
92				365日24時間対応できる医療体制の確保	休日・祝日、夜間でも診療可能な医療機関を確保し、突発的なけがや病気へ対応。 精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわるケースも想定されるため、関係する機関と連携し、支援を行うことができる。 ・当番制による一次医療機関の確保 ・重篤患者を対象とする輪番制による二次医療機関の確保 ・休日夜間診療所の運営 ・急病患者に対する適切な医療機関の案内	保健課
93				不妊治療費及び不育症治療費の助成並びに不妊・不育相談	不妊治療及び不育症治療を希望する夫婦の精神的、経済的負担を軽減するため、治療費の助成を実施。問い合わせや申請時に精神的な負担を感じている方も想定されるため、相談者の状態を把握し、必要な場合には専門機関による支援につなげる。 また、不妊・不育相談日を定期的に開設し、誰にも相談できずに悩んでいる方へ専門職によるカウンセリングや情報提供を行う。	保健課
94	重点	4-1		母子健康手帳交付及び妊婦健診	健康管理がより重要となる妊婦、経済的な理由等により健診を受診しない妊婦もいるため、母子健康手帳交付時の母子保健コーディネーターによる相談等の機会を通し、本人や家族の状態を把握し、必要な場合には専門機関による支援につなげる。	保健課

No.	施策	施策 番号	新規	取組事業名	事業内容	担当課
95	重点	4-1		妊婦及び家族への支援	妊娠、出産、育児についての交流会や、保健師及び助産師との学習会を開催。産前の不安やストレスを軽減し、事業を通して本人や家族の状態を把握し、必要な場合には専門機関による支援につなげる。 ・パパママ教室の開催 ・各種学習会の実施 ・妊娠、出産等に関する相談 ・妊娠届出時の母子コーディネーター・保健師等による面接	保健課
96	重点	4-1		産後うつ予防及び早期発見、新生児への虐待予防等を目的とする産婦健康診査の実施	産後うつ予防や早期発見、新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月出産後間もない時期に対する健康診査を実施。母体の身体機能の回復、授乳状況を把握するとともにエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)による問診等から産後うつの疑いを判定し、支援が必要と認められた場合、育児相談、産後ケア等へつなげる。	保健課
97	重点	4-1		母親の産後ケア及び育児相談	出産後、母親の身体的な回復や心理的な安定目的として、必要な助言・指導及び適切な機関による支援を実施 ・授乳、育児相談助成事業の実施 ・産後家事支援事業の実施 ・宿泊型の産後ケア事業の実施	保健課
98	重点	4-1		2か月児訪問	市内在住の2か月児及び保護者に対し、保健師による家庭訪問を実施。訪問内容には、育児チェックリスト、産後うつ質問票等に加え、産後うつの評価を行う。また、訪問の中で支援が必要と認められる場合には、すみやかに専門の支援を行う部署及び機関につなげる。 ・2か月児の身体計測、発育・発達確認 ・育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんの気持ち質問票 ・育児相談 ・乳幼児健診、予防接種、母子保健制度の説明等 ・2か月児を取り巻く生活環境等の確認	保健課
99	重点	4-1		乳幼児健診	保護者が子どもの発育や発達について客観的に確認でき、育児の見通しを持てる機会とすることを目的として乳幼児健診ならびに相談の実施。	保健課
100	重点	4-1		乳幼児発達相談	こども家庭課と連携 母親の負担や不安感の軽減を目的として専門家や保健師等による保護者からの子どもの発達に関する相談を実施。	保健課
101				離乳食講座及び相談会の開催	離乳食の前・後期に対応した講座を開催。調理実習、試食、離乳食相談を実施。離乳食に関する相談を通じて、その他の不安や問題等について把握した場合、専門機関による支援につなげることができる。 ・にこにこ講座(5～6か月児) ・かみかみ講座(9～10か月児)	保健課
102				生活習慣病予防及び重症化予防	生活習慣病予防及び重症化予防を目的に受診勧奨、特定保健指導、健康講座等を実施。健康不安を抱える対象者を把握し、必要な場合には専門機関による支援につなげる。 ・国保特定健診について、3年間未受診者を対象とした受診勧奨の実施 ・脳血管疾患、虚血性心疾患等、ハイリスク者に対する重症化予防の働きかけ ・後期高齢者健診	保健課
103	基本	2		地区組織との連携による健康推進	各自治振興センターに地区担当保健師を配置。まちづくり委員会や公民館等と連携し、地域単位での健康づくりの推進を行う。地域住民と良好な関係を構築し、寄り添った取組を実施することにより、本人や家族の悩みを把握しやすく、適切な支援につなげることができる。 ・民生委員、健康福祉委員対象に、自殺の現状、傾聴等についての研修会の実施 ・連携による早期対応 ・健康福祉委員会と連携した地区単位での学習会等の開催	保健課
104	基本 重点	4-2 3-3		地区担当保健師による健康相談	各自治振興センターに地区担当保健師を配置 ・あらゆる年代の相談に気軽に応じる体制の整備 ・面接、訪問、電話による心身の健康相談に応じ、関係機関と連携した継続支援を実施	保健課
105	重点	1-2		働きざかり世代への健康推進	企業と連携した働きざかり世代を対象とした健康づくりの取組の推進 生活習慣病予防、メンタルヘル等心身の健康づくりへの関心を高めることにより、自殺リスクにつながる課題を抱える労働者の方への早期の支援を実施し、適度な運動(例:ウォーキング)がこころの健康づくりに有効であることから、合わせてプラステンを啓発し、身体活動の増加を推進する。 ・保健師、栄養士、歯科衛生士による企業等への出前健康講座の実施 ・朝食摂取を柱とする消防団を対象とした健康教室及び啓発の実施 ・今より1日10分多く身体活動を行う取組「プラステン」の啓発、こころの健康に有効な運動の紹介	保健課
106	重点	2-4		高齢者健康づくり事業	高齢者のフレイル介護予防を目的とした定期的な教室の開催 軽い運動や交流等によりフレイルを始めとした心身の不調を予防し、介護予防を行う。高齢者の社会参加の場でもあり、参加者の状況を把握し、必要に応じて専門機関と連携を行う。 ・転倒予防教室(健脚大学、ウエルビクス教室) ・認知症閉じこもり予防(いきいき教室)	保健課
107				飯田市食生活改善推進協議会との連携	食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えている場合が想定される。飯田市食生活改善推進協議会と連携し、自殺に関する正しい知識を共有する。また、食育のイベント等を通して、自殺リスクが想定される住民を把握した場合には、必要に応じて個別相談や専門の支援を行う部署及び機関につなげる。	保健課
108				飯田市健康増進計画「健康いいだ21」の推進	健康づくり増進計画である健康いいだ21を策定・推進し、市民の身体的、精神的な健康増進を図る。	保健課
109	基本	1		健康情報の発信	いいだFM、地元新聞社、広報いいだ、ホームページ等を利用した健康情報の発信と啓発を行う。	保健課
110	基本	1		自殺防止につながる啓発	自殺防止につながる支援事業の紹介、相談窓口案内、メッセージ等の啓発を一般の方向けに広く周知する。 ・広報等を活用した自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発 ・自殺や精神疾患についての情報や相談窓口等を掲載した自殺防止リーフレットの印刷及び配布	保健課
111	基本	1		関係機関の取組事業の紹介	県や保健福祉事務所で行っている相談事業や各種団体の紹介、周知を行う。 ・自死遺族の会、くらしと健康の相談会、精神保健相談等	保健課
112	重点	4-2	★	中学生への啓発	こころの健康に関する相談窓口の周知を目的とした啓発を行い、若年層の自殺率低下を目指す。 相談窓口の掲載された啓発品を配布。SOSの出し方に関する教育と合わせて実施するなど、配布時期や方法は中学校を相談しながら行う。	保健課
113	重点	4-2	★	高校生への啓発	こころの健康に関する相談窓口の周知を目的とした啓発を行い、若年層の自殺率低下を目指す。 当市の現状を分析しながら時期を選定し相談窓口の掲載された啓発品を配布。	保健課
114	重点	1-2	★	働きざかり世代への啓発	こころの健康に関する相談窓口の周知を目的とした啓発を行い、働き盛り世代の自殺率低下をめざす。 検診等の機会を利用し、相談窓口の掲載された啓発品を配布。	保健課
115	基本	3	★	飯田市自殺対策推進庁内会議	相談窓口担当課などで構成される庁内委員を中心に年1回以上会議を開催し、実態や課題の共有や意見交換を行うことで、多方面における支援の充実を図る。	保健課
116	基本	4-2		こころの相談	専門の相談員による相談日を定期的に開設 こころの悩み(うつ、精神疾患、ひきこもり等家族の悩み)やそれに伴う身体の不調に関する相談を受け相談者に寄り添い、悩みやストレスの軽減につなげる。相談内容の緊急性によっては関連部署との連携により適切な支援を実施する。	保健課
117	重点	5	☆	自殺未遂者支援ネットワーク構築のための分科会	保健福祉事務所と連携し、自殺対策推進協議会等の既存の会議体を活用し、二次医療圏域での自殺未遂者支援ネットワーク作りについて検討する。	保健課
118	基本	3	★	飯田市自殺対策推進協議会	市長を会長とし、行政、団体、地域からの代表などで構成される自殺対策推進協議会を年1回以上開催し、実態や課題の共有を行うと共に、地域の連携を強化し自殺対策を効果的に推進する。	保健課
119	基本	2		ゲートキーパー養成講座	悩んでいる人がいたら声をかけ、話を聞き、つなぎ見守る地域のボランティア「ゲートキーパー」の養成講座の開催。	保健課
120	基本	2	☆	市職員を対象としたゲートキーパー研修	市職員を対象としたゲートキーパー養成研修会を毎年実施する。	保健課
121	基本	2		自殺対策研修会への参加	自殺対策担当職員や市民と接する機会の多い窓口職員が県等主催の研修会に参加する。関係機関との情報交換を行うなど、自殺対策を効果的に推進するための学びの機会とする。	保健課
122	重点	3-2		国民健康保険に関する事務及び相談	国民健康保険の課税、給付に係る相談対応等 ・生活面で課題を抱え、保険税の納付が困難である相談を受けた場合、必要に応じて支援機関につなげる。	保健課
123	重点	4-1		福祉医療費給付制度	こども、障害者、母子家庭の母等及び母子家庭の子等が療養の給付を受けたときに給付金を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図る。	保健課

No.	施策	施策 番号	新規	取組事業名	事業内容	担当課
124	重点	3-2		医療費の一部負担金についての相談 (後期高齢者医療制度)	後期高齢者医療保険加入者の医療費の一部負担金、高額療養費についての相談 生活面での課題を抱え、一部負担金の支払いが困難である相談を受けた場合、必要に応じて支援機関につなげる。	保健課
125	重点	3-2		医療費の一部負担金についての相談 (国民健康保険)	国民健康保険加入者の一部負担金、高額療養費についての相談を行う。生活面で課題を抱え、一部負担金の支払いが困難である相談を受けた場合、必要に応じて支援機関につなげる。 入院、手術等により1ヶ月の一部負担金が高額になる場合、申請により限度額適用認定証を交付する。	保健課
126				人工透析・血友病・後天性免疫不全症候群の医療費助成(国民健康保険・後期高齢者医療制度)	厚生労働大臣が定める長期に渡り一定した高額な治療を継続しなければならない者に特定疾病療養受療証を交付し、自己負担を一定額で抑えることで負担を軽減する。健康問題は、自殺に至る主な理由の1つであり、また助成の相談・申請に訪れる方は金銭面でも困難を抱えている可能性が高いため、必要に応じて専門の支援を行う部署及び機関につなげる。	保健課
127	重点	3-2		福祉医療費資金貸付制度	市町村民税非課税世帯の福祉医療費受給者を対象として、医療費の一部負担金のうち、福祉医療費対象分を貸付 ・健康問題は、自殺に至る主な理由の1つであり、相談・申請に訪れる方は金銭面でも困難を抱えている可能性が高いため、必要に応じて専門の支援を行う部署及び機関につなげる。	保健課
128	重点	1-1		労働相談事業	労働者の心身の負担軽減を目的とした、労働条件、職場福利厚生、人間関係のトラブル、各種ハラスメント等、労働上発生するトラブルに対応する労働相談窓口の紹介 ・南信労政事務所が行う労働相談(面談・電話等)の紹介、巡回相談所の開設(飯田勤労者福祉センターで毎月第2・4水曜日(4月及び5月第2水曜日除く)) ・長野労働局が行う労働相談の紹介	産業振興課
129				勤労者住宅建設資金融資利子補給	特定の金融機関から融資を受けて、飯田市内に住宅を新築、購入等又は宅地購入を行った勤労者に対し、利子の一部を補給。	産業振興課
130	重点	1-1		勤労者生活資金及び教育資金融資の実施	飯田市内に居住する勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、特定の金融機関と連携し、低金利による生活資金、教育資金の融資を実施	産業振興課
131	重点	1-1		中小企業退職金共済加入事業所や特定退職金共済加入事業所の支援	中小企業の従業員の福祉の増進及び雇用の安定を目的とした、中小企業者が行う退職金共済事業に要する経費補助	産業振興課
132	重点	1-3		中小企業支援補助金制度	・起業予定者又は起業者が利用した創業関連資金の利子補助	産業振興課
133	重点	1-3		中小企業振興資金融資制度	中小企業の事業活動に必要な運転資金又は設備資金など、目的に応じた様々な資金の融資あっせんを実施。融資の機会を通じて、企業の経営状況を可能な限り把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者を覚知した場合に、その情報を適切な支援先へとつなげることができる。	産業振興課
134	重点	1-3		経営悩み相談室	産業振興課と商工会議所が共同で運営する相談窓口を設置 ・中小企業経営者を対象とした経営相談 ・適切な支援機関との連携	産業振興課
135	重点	4-4		新社会人育成講座	地元企業への就職を予定している高校3年生を対象に、新社会人としての心構えを育み、就職後も前向きに社会人生活を始められることを目的とした講座の実施	産業振興課
136	重点	4-4		高校生と地元企業とをつなぐ事業	高校生と地元企業が交流できる場を設け、企業の認知度を高めることにより、地元企業が将来の就業先の選択肢となる取組。	産業振興課
137	重点	4-4		ジョブカフェいいだ若年者就活相談	・若年者を対象に、毎月第2・4木曜日にキャリアコンサルタントによる就職活動に関する個別相談を実施 ・自分が興味や関心がある職業を検査できるパソコンを用いた職業興味検査を随時実施	産業振興課
138				就農支援事業	新規に農業を開始する方に向けた就農相談及び助成制度の実施 ・農業技術習得に向けた各種研修機関等の案内(里親研修、農業法人、農業大学校) ・就農時の適正な営農計画作成と継続的な助言・指導 ・農業次世代人材投資事業等、研修時及び就農開始後の国や市の助成金交付 等	農業課
139	重点	1-3		農作物被害対策	有害鳥獣及び自然災害等における農業被害に対する農家への支援 ・天災等により被害を受けた農家が支援資金の貸付を受けた場合の利子の補給 ・天災等による農作物等の被害に対して復旧に必要な費用の補助	農業課
140				農業振興地域内農用地区域除外申出及び農地転用申請に係る相談業務	申請の際、借金等を理由に土地の売却を検討している趣旨の発言があった場合、必要に応じて相談窓口を紹介する。	農業課
141				起業家育成支援事業	起業家の育成及びビジネス支援 ・起業講座の開講 ・起業計画を公募し、優れた計画に対し、起業奨励金を交付 ・新事業創出支援協議会I-Portの運営	工業課
142				市営住宅管理事業	市営住宅の入退去などの事務、住宅維持管理や修繕等を行う中で、見回りや家賃の納付相談などの際に入居者が問題や課題を抱えていることを把握した場合は、速やかに事案に係る担当部署や関係機関へつなげる。	地域計画課
143				水道料金等検針徴収業務	民間委託。 ・検針時に使用水量の異常などがあった場合に声掛けを行い、問題を把握した場合は支援機関等関係機関への連絡につなげている。 ・水道料金の賦課徴収に当たり、経済的に生活困難な状況により納付相談があった場合など、状況により支援窓口の紹介や支援機関等関係機関への連絡につなげている。	経営管理課
144				水洗化促進訪問	未水洗化世帯への下水道接続及び合併処理浄化槽設置について、普及啓発活動を行う。個別に訪問を行うため、市民に接する中で、抱える課題に気づいた場合に専門の部署につなげることができる。	下水道課
145				病院運営	地域住民の信頼と期待に応えうる地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける高度急性期・急性期医療を提供する地域の中核的な医療機関として、地域医療の確保と医療水準の向上を進め、安全・安心で良質な医療を提供する。	市立病院
146				救命救急センターの設置及び運営	「飯伊地区における救急医療の向上」を目的とした、救命救急センターの運営 ・ヘリコプターを活用した救急搬送 ・DMAT(災害派遣医療チーム)による災害時の医療支援 ・専門家による心肺蘇生法等救急初療出前研修の実施 ・緊急入院された患者及び家族支援、早期社会復帰に向けた看護	市立病院
147	基本	4-2		がん相談支援センター	専門相談員によるがんの療養に関する様々な相談受付 ・治療生活への不安、費用への不安、介護の悩み、精神的ケア 等 ・社会保険労務士による就労相談 ・患者やその家族が交流や情報交換を行う「がんサロン結」の運営	市立病院 地域医療連携課
148	基本 重点	4-2 3-3		患者相談窓口の設置	患者及びその家族が抱える課題について適切に対応する相談窓口を設置 ・訪問看護やリハビリ、介護のサービス等を対象とする「在宅療養や介護サービス相談窓口」 ・通入院、疾患等に関する医学的質問、診療費、社会復帰援助等、幅広く対応する「患者相談窓口」 等	市立病院 地域医療連携課
149	基本	4-1		患者会	・飯田市立病院で手術を受けた患者さんや病気等の種類による患者会 ・再発予防と親睦を大きな目的としているが、同じ悩みや不安の相談、情報交換を行う貴重な機会となっている。	市立病院 地域医療連携課
150	重点	4-2		出前健康講座の実施	市立病院職員による、保健、福祉、医療に関する知識向上と健康増進を目的とした出前講座の実施。自治会、シニアクラブ、学校、保育所、企業、福祉関係等が対象。 ・学校、保育園を対象にいのちの大切さを学ぶ講座を実施	市立病院 地域医療連携課
151				いいだ安全・安心メールの配信	災害による被害拡大や犯罪被害の防止を目的として、火災、気象や避難に関する情報、市民生活に影響を及ぼす恐れのある事件や事故、行方不明者の手配等、緊急情報をメール登録者へ配信する。	危機管理課
152				災害見舞金・弔慰金等支給	日本赤十字社長野県支部飯田市地区や関係機関と協力し、被災者に対し見舞金等を支給する。	危機管理課
153				防災ハザードマップの更新及び「命を守るための避難」の普及	土砂災害警戒区域等や浸水想定区域の指定等を踏まえ、防災ハザードマップを更新。 「わが家の避難計画づくり」や「命を守るための避難マップづくり」等を通じて「命を守るための避難」の普及を図る。	危機管理課
154	重点	3-2	★	災害障害見舞金・災害弔慰金	「災害弔慰金の支給に関する法律」(昭和48年法律第82号)により自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が市町村、県、国の三者負担により生計維持者500万円以内、その他の者250万円以内を支給する。	危機管理課
155	重点	3-2	★	被災者生活再建支援制度	「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)により、被災者生活再建支援金を世帯へ生活の早期再建のために支給する。	危機管理課
156			★	長野県民交通災害共済事業	交通事故により市民が負傷した際、見舞金を支給し経済的負担を軽減する。	危機管理課
157			★	暴力追放運動の推進	「自らの安全は自ら守る。」「地域の安全は地域で守る。」を基本として、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進するため、暴力団排除についての広報や啓発活動を行う。	危機管理課

No.	施策	施策 番号	新規	取組事業名	事業内容	担当課
158	重点	3-2		就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学費用の援助が必要な要保護・準要保護世帯の児童生徒及び特別な支援が必要な児童生徒の世帯の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を支給 ・就学扶助、給食扶助、医療扶助、特別支援教育就学奨励費 等	学校教育課
159	重点	4-3		飯田市小中連携・一貫教育事業	義務教育9年間を通した一人ひとりの子どもの成長に目を向けた一貫性のある指導や施策の実施 ・小中学校の円滑な連携を目的とした中学校区単位での教育支援指導主事の配置 ・有識者、地域関係者、学校関係者、保護者等で構成される推進委員会の設置及び運営 ・小学校間交流、教師による出前授業など、多様な交流活動の推進 ・「ふるさと学習」や「体験学習」など小中学校9年間の一体的、系統的な学びの推進 ・学力定着状況を把握、分析し、授業改善を行う取組への支援 等	学校教育課
160	重点	4-2		飯田市PTA連合会事業	飯田市28小中学校で構成されるPTA連合会の運営 ・ネットトラブル等子どもたちが抱える課題に関してPTAを対象とする学習会を実施 ・単位PTA会長会における課題や注意喚起等の情報交換	学校教育課
161				就学等に関する支援業務	家庭環境や発達課題等により特別に支援及び配慮を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力した一人ひとりの状態に応じたきめ細かな相談及び適切な就学手続 ・学校、市役所関連部署、外部機関との調整 ・保護者からの相談対応 ・状況に応じた就学手続事務	学校教育課
162	重点	4-3		いじめ防止対策	「飯田市小中学校いじめ対策指針」を中心に、学校と連携し教育相談室、アンケート調査、支援施設等を活用したいじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防 ・飯田市小中学校いじめ対策指針及びマニュアルの点検及び見直し ・教育相談室による学校と連携した対応 ・いじめ防止及び相談機関の紹介等の啓発 ・学校における相談窓口の設置やアンケート調査の実施 ・中間教室及び民間団体との連携 等	学校教育課
163	重点	4-3		SOSの出し方教育	保健課連携 困難やストレスに直面した児童生徒が、家族や先生以外に助けを求める方法を身に付けるための教育及び啓発事業の実施 ・自殺予防啓発等、子どもたちがSOSを発信しやすい環境づくり ・保健師等による学校におけるSOSの出し方教育の実施	学校教育課 保健課
164	重点	4-3		不登校対策	不登校の防止及び不登校となった児童生徒の心のケアと復帰に向けた支援の実施 ・教育相談室、教育支援センター、教育支援指導主事による学校と連携した対応 ・中間教室の設置及び適応指導員を配置することにより、在籍校への通学が困難な児童生徒及び保護者への適切な指導等を実施 ・不登校児童生徒の未然防止等に関するスリンプル・プログラム研修の実施 ・不登校児童生徒対象の体験学習活動の実施 ・教育支援センターによる民間団体等との連携による不登校児童生徒の学校への復帰や自立支援の実施 ・不登校児童を受け入れているフリースクール等への助成	学校教育課
165	重点	4-3		情報モラル教育	SNS等による不適切な書き込みや交流により、いじめ、非行につながることで、自殺リスクが増大する可能性を考慮し、情報ネットワークの有効性と危険性を正しく理解し、適正に活用するための取組を専門機関と連携して実施 ・情報リテラシー、ネットトラブル防止学習会 ・児童生徒、保護者、教職員からの、ネットトラブルに関する相談対応	学校教育課
166				教職員に向けた児童生徒の生活指導・健全育成研修	教職員を対象とする、いじめ、不登校、問題行動等、児童生徒の健全育成にあたり学校が抱える課題の未然防止及び対応についての研修会を実施 ・飯田市生徒指導研修 ・長期欠席等児童生徒調査の実施	学校教育課
167	重点	4-2		子どもの安全対策	防犯、災害及び交通安全等の対策を実施。発生を防止することにより犯罪及び交通事故被害による本人及び家族の自殺リスクを防ぐ。 ・学校単位で災害、事件事故注意喚起等の情報を発信する、学校安心・安全メールシステムの管理及び運営 ・通学路アクションプログラムによる通学における子どもの安全の確保 ・民間と連携した防犯ブザーの配布及び防犯教育の啓発 ・子ども見守り隊、地域を守る安全の家等、地域と連携した、児童生徒の見守り	学校教育課
168	重点	4-3		学校満足度調査	学級経営の改善やいじめ、不登校、問題行動などの未然防止を目的に、児童・生徒の心理面や、学級の状況等を把握するための調査にかかる費用を負担。研修会や、支援が必要となるケースの資料としても活用。 ・学校が実施するQ-U、hiperQ-U等調査に係る費用の一部負担 ・教職員対象の研修会での活用	学校教育課
169				放課後児童クラブ及びセンターの運営	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を対象に放課後及び長期休業中の受け入れを行う。受入児童の様子等から、悩みを抱えた子どもや保護者を把握した場合、関係する機関と連携し、支援を行うことができる。	学校教育課
170	重点	3-2		学校給食費の徴収事務	学校のみでは徴収が難しい場合の、保護者への納付依頼及び保護者の申出による給食費の児童手当からの徴収 ・徴収にあたっては学校及び関係部署と情報共有を行い、児童生徒及び保護者の抱える課題を把握することができる。	学校教育課
171	基本	4-2		教育相談	学校でのトラブル、子どもの教育上の悩みや心配事等に関する相談について、教育相談員による対面及び電話相談を行う教育相談室を設置 ・直接学校へは相談しにくい内容についても対応 ・児童生徒及び保護者の抱える課題に関し、解決に向け関連部署と連携して対応	学校教育課
172	重点	4-2		飯田市青少年問題協議会の開催	飯田市青少年健全育成基本方針を定め、教育委員会をはじめとした関係機関に対し、健全育成における活動の方針を示す協議会の開催	生涯学習・スポーツ課
173	重点	4-2		青少年育成センター事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業を実施する青少年育成センターの設置・運営 ・青少年健全育成のための広報啓発活動 ・繁華街や祭り等の巡回活動 ・委員による情報交換	生涯学習・スポーツ課
174	重点	4-2		LG飯田こども未来事業	変化の激しいグローバル社会を生きていくためのグローバルな感性と地域に誇りと愛着を持つ心を育むとともに、物事を広く多面的に捉えながら、主体的に考え行動できる力を身に付けるため、市内小中学生を対象に、「ふるさと学習」や「体験学習」に「他地域や他国とふるさととの比較・繋がり等の学習」を加えた小中学校9年間の一体的、系統的な学びを推進する。	生涯学習・スポーツ課
175	重点	4-4		キャリア教育の推進	義務教育9年間を通じた系統的なキャリア教育を、学校、地域、事業所、家庭と連携して推進する。 ・キャリア教育推進協議会、キャリア教育研究委員会の開催 ・職場体験学習の支援 など	生涯学習・スポーツ課
176	基本	4-1		乳幼児親子学習交流支援事業 乳幼児学級	各地区において、乳幼児の子どもを持つ親同士が交流する乳幼児学級や講座を開催し、母親や子ども同士の交流、学習を通じた子育てに関する情報交換や知識を得る活動を支援する。 ・保健師や歯科衛生士による育児に関する講座を実施するとともに、母親の悩みや情報交換を行う機会を提供する。	公民館 保健課
177	基本	3		多様な学習交流支援事業	各地区住民、全市民を対象に地区の特色を生かした多様な学びと交流の機会を提供し、地域の課題解決に向けた事業展開や学習活動を支援・実施する。 ・人権多文化学習、地域芸術文化学習、郷土学習、健康学習、環境学習 等	公民館
178	基本	3		飯田コミュニティスクール推進事業	学校運営協議会において、「めざす子ども像」共有するとともに、学校、家庭、地域が協働で取り組むいいだCS協働活動を支援する。また、学校、保護者、育成委員会等が連携し、子どもの健やかな成長を支える取組みや子どもを取り巻く課題等を考える学習活動を実施する。 ・体験教室、長期休暇の子どもの寺子屋 等	公民館
179	重点	4-2		高校生等次世代人材育成事業	高校生から青年層が、地域の歴史・文化・産業を知り、様々な自治活動を支える人々に学ぶ取組を通して、地域への愛着と誇りを持つとともに自身の生き方を考え、主体的に行動できる人材を育む学習活動を支援・実施する。 ・高校生講座、地域人教育 等	公民館
180			★	図書・資料・情報提供	・読書を通じた主体的な学びや生活の潤いづくりを支援。 ・生活や仕事の課題を解決するための図書・情報提供。 図書の貸出や司書のレファレンス（調査相談）により情報入手を支援。	中央図書館
181			★	子ども読書活動の推進	親子が絵本の読みきかせを通じてふれあいの時間を一緒に過ごすことにより、子どもの自己肯定感や人への信頼感を育むとともに、大人も子育ての充実感を得る。 ・絵本プレゼント（7ヶ月児・4歳児）、保育所等を通じて家庭への本の持ち帰り。 子どもが読書により、物語を楽しんだり学ぶことや知ることの喜びを得たりすること、また世界観を広げることが支援。	中央図書館

関係機関での取組

No.	施策	施策 番号	新規	取組事業名	事業内容	担当機関
1				専門医や専門病院への紹介及び連携	かかりつけ医受診時に精神的な疾患とみられる症状があった場合、必要に応じて専門医や専門病院への紹介を行う。	飯田医師会
2				精神保健相談	相談者に寄り添い自殺リスクの軽減につなげることを目的として、対人関係や心の悩み、精神疾患に関する事等、精神保健分野の相談窓口を設置 ・精神保健相談 ・児童・思春期精神保健相談	飯田保健福祉 事務所
3			★	くらしと健康の相談会	失業・倒産・多重債務・家庭問題等について、弁護士による法律相談と保健師による健康相談。 (相談は無料で予約制)	飯田保健福祉 事務所
4				医療、健康に関する相談	健康問題や医療問題に関する相談を実施・医療に関する相談 ・難病相談 ・覚せい剤等薬物乱用相談 等	飯田保健福祉 事務所
5				自死遺族交流会の紹介	長野県精神保健福祉センター等が支援する南信地域自死遺族交流会の紹介	飯田保健福祉 事務所
6				ひきこもりに関する相談	長野県精神保健福祉センター内に設置。ひきこもり者本人及び家族等への支援を実施 ・ひきこもっている本人、家族等からの相談 ・同世代の仲間との交流を通し、社会参加のきっかけにつなげる「青年期グループ」の開催 ・ひきこもり家族教室の実施 ・ひきこもりに関する問題の普及啓発、支援情報等の発信	長野県ひきこもり 支援センター
7				飯田市ひとり親家庭福祉会	ひとり親家庭の福祉向上を目的とし、子どもの居場所づくりや会員の情報交換、学習支援等を実施 ・ひとり親家庭学習支援事業の実施 ・親と子のいきいき講座の実施 ・バスハイク事業の実施 ・奨学金制度の見直し、児童扶養手当の改正等の陳情	飯田市ひとり親 家庭福祉会
8				警察安全相談	安全相談の受理 支援機関の教示 関係機関と連携した対応	飯田警察署
9				青少年のいじめ対策	相談の受理 関係機関と連携した対応	飯田警察署
10				就業相談	就業相談 雇用保険に関する相談	ハローワーク飯田